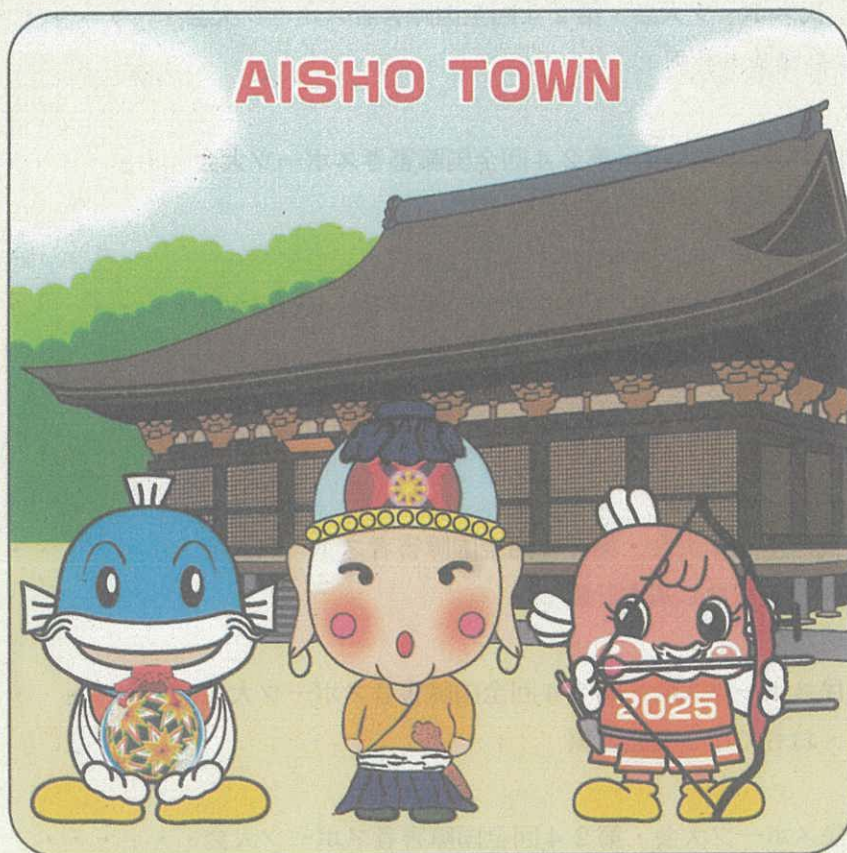


わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会

第2回常任委員会



書 面 開 催

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会第2回常任委員会次第

ページ

【報告事項概要】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1～5

【報告事項】

《総務企画専門部会》

【第1号議案】

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会・・・・・・・・P6～7
愛荘町町民協働基本計画

【第2号議案】

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会・・・・・・・・P8
愛荘町広報基本計画

【第3号議案】

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会・・・・・・・・P9～11
愛荘町運営ボランティア募集要項

【第4号議案】

- 愛荘町運営ボランティア募集方針・・・・・・・・・・・・・・・・P12～14

【第5号議案】

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会・・・・・・・・P15
愛荘町歓迎・おもてなし基本計画

【第6号議案】

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会・・・・・・・・P16～17
愛荘町歓迎・おもてなし実施要項

【第7号議案】

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会・・・・・・・・P18～19
愛荘町案内所・休憩所設置運営要項

【第8号議案】

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会・・・・・・・・P20～35
愛荘町売店等設置要項

【第9号議案】

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町協賛取扱要項・・・・・・・・P36～38

【第10号議案】

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町協賛取扱基準・・・・・・・・P39～40

【第11号議案】

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ企業協賛概要および協賛物品カタログ・・・・P41～55

【第12号議案】

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会・・・P56～71
愛荘町遺失物・拾得物取扱要項

【第13号議案】

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会・・・P72～75
愛荘町保険加入要項

【第14号議案】

- 第63回近畿高等学校アーチェリー選手権大会（リハーサル大会）・・・P76
おもてなしエリア基本方針

【第15号議案】

- 都道府県別応援サポーター制度創設について・・・P77

《競技式典専門部会》

【第16号議案】

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会・・・P78
愛荘町競技運営基本計画

【第17号議案】

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会・・・P79
愛荘町施設整備基本計画

【第18号議案】

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会・・・P80
愛荘町式典運営基本計画

【第19号議案】

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会・・・P81～82
愛荘町リハーサル大会開催基本計画

《宿泊衛生専門部会》

【第20号議案】

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会・・・P83
愛荘町医事・衛生基本計画

【第21号議案】

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会・・・P84
愛荘町宿泊基本計画

【第22号議案】

- 第79回国民スポーツ大会愛荘町医療救護対策要項・・・P85～86

【第23号議案】

- 第79回国民スポーツ大会愛荘町食品衛生対策要項・・・P87～88

【第24号議案】

- 第79回国民スポーツ大会愛荘町弁当調製施設選考基準・・・・・・・・・・P89～90

【第25号議案】

- 第79回国民スポーツ大会愛荘町弁当調製施設募集要領・・・・・・・・・・P91～92

【第26号議案】

- 第79回国民スポーツ大会愛荘町弁当調達実施要項・・・・・・・・・・P93～95

《輸送交通専門部会》

【第27号議案】

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会・・・・・・・・P96
愛荘町警備・消防防災基本計画

【第28号議案】

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会・・・・・・・・P97～99
愛荘町警備・消防防災業務実施要項

【第29号議案】

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会・・・・・・・・P100～101
愛荘町輸送・交通基本計画

【第30号議案】

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会・・・・・・・・P102～105
愛荘町輸送・交通業務実施要項

【参考資料】

- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会会則
- わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会専門部会規程

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会
第2回常任委員会報告事項概要

1 期日・場所

・書面開催

2 常任委員会における報告事項

〔報告事項〕

＜総務企画専門部会＞

【第1号議案】 資料P6～7

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町町民協働基本計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の成功に向け、町民一人ひとりがそれぞれの立場で積極的に大会に参加する機運を高め、町民総参加で喜びと感動、また交流の輪が広がる魅力ある大会にするとともに、地域の連帯感や郷土愛を深め、大会終了後も地域コミュニティの醸成や地域の活性化の推進につながる大会となるよう、町民協働基本計画を定めるもの

【第2号議案】 資料P8

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町広報基本計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催に対する町民の理解を深め、両大会への関心や参加意識の高揚を図るため、「愛荘町開催推進総合計画」に基づき、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、本町の恵まれた歴史・文化・自然・食などの魅力を全国に発信するために広報基本計画を定めるもの

【第3号議案】 資料P9～11

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町運営ボランティア募集要項

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会およびリハーサル大会において、町民一人ひとりがそれぞれの立場で積極的に参加し、大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしでお迎えするとともに、喜びと感動を共有する大会とするため、大会の運営および広報に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定めるもの

【第4号議案】 資料P12～14

愛荘町運営ボランティア募集方針

「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 愛荘町運営ボランティア募集要項」の規定に基づき、運営ボランティアならびに広報ボランティアを募集するにあたり、ボランティア募集方針を定めるもの

【第5号議案】 資料 P15

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町歓迎・おもてなし基本計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者の歓迎・おもてなしについて、本町を訪れる全ての方々を温かくお迎えするとともに、歴史、文化、自然など地域資源の多彩な魅力に関係機関や団体等の協力を得て広く発信し、再訪いただけるよう心のこもった接伴を提供するために、歓迎・おもてなし基本計画を定めるもの

【第6号議案】 資料 P16～17

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町歓迎・おもてなし実施要項

「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 愛荘町歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者に対し、歓迎装飾による開催機運の醸成と歓迎ムードの高揚を図り、心のこもったおもてなしを行うとともに、歴史、文化、自然など地域資源の多彩な魅力を観光情報等として発信を行うことについて、必要な事項を定めるもの

【第7号議案】 資料 P18～19

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
愛荘町案内所・休憩所設置運営要項

「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 愛荘町歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者並びに一般観覧者に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内並びに業務連絡等を行う案内所および憩い・交流の場を提供するための休憩所等の設置並びに運営について、必要な事項を定めるもの

【第8号議案】 資料 P20～35

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町売店等設置要綱

「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 愛荘町歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者のおもてなしに努めるとともに、愛荘町の特産品や地域資源、競技に係る魅力の紹介および販売を促進するため、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会が実施する売店等の設置および運営について、必要な事項を定めるもの

【第9号議案】 資料 P36～38

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町協賛取扱要項

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会およびリハーサル大会における協賛の取扱いについて、必要な事項を定めるもの

【第10号議案】 資料 P39～40

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町協賛取扱基準

「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町協賛取扱要項」第6条に規定する協賛者への謝意の表明に関し、必要な事項を定めるもの

【第11号議案】 資料P41～55

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ企業協賛概要および協賛物品カタログ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会およびリハーサル大会における協賛概要および協賛物品等について、必要な事項を定めるもの

【第12号議案】 資料P56～71

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町遺失物・拾得物取扱要項

「わたSHIGA輝く国スポ」において、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会が管理する競技会場、練習会場および駐車場等で、遺失物および拾得物の届出があった場合の取扱いについて、遺失物法（平成18年法律第73号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの

【第13号議案】 資料P72～75

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町保険加入要項

「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」において、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会が加入する保険について、必要な事項を定めるもの

【第14号議案】 資料P76

第63回近畿高等学校アーチェリー選手権大会（リハーサル大会）おもてなしエリア基本方針

リハーサル大会のおもてなしエリアにおける基本方針を定めるもの

【第15号議案】 資料P77

都道府県別応援サポーター制度創設について

地域等が大会に関わるきっかけづくりと町全体の機運を醸成するために、アーチェリー競技に参加する都道府県別の応援サポーター制度について、必要な事項を定めるもの

＜競技式典専門部会＞

【第16号議案】 資料P78

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町競技運営基本計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の競技会については、参加する選手がその能力を十分に発揮できるよう、県、競技団体、関係団体等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るために、競技運営基本計画を定めるもの

【第17号議案】 資料P79

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町施設整備基本計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の施設整備については、国民スポーツ大会競技施設整備基準に基づき、競技運営に支障のないよう、また、既存施設の有効活用に努めるとともに大会終了後の町民等の施設利用も視野に入れた整備を行うために、施設整備基本計画を定めるもの

【第18号議案】 資料P80

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町式典運営基本計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の式典については、大会参加者への歓迎や賞賛を表すものとし、県、競技団体、関係団体等と十分に協議し、創意工夫をこらした温かみのある式典とするために、式典運営基本計画を定めるもの

【第19号議案】 資料 P81～82

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
愛荘町リハーサル大会開催基本計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会に備え、リハーサル大会の開催に当たっては、県、競技団体、関係機関、関係団体等と連携し、競技会運営能力の向上を図るとともに、町民の大会に関する関心を高め、おもてなしの心で迎える機運の醸成につなげるために、リハーサル大会開催基本計画を定めるもの

《宿泊衛生専門部会》

【第20号議案】 資料 P83

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町医事・衛生基本計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者並びに一般観覧者が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関・団体等の協力を得ながら、食品衛生および環境衛生に配慮するとともに、防疫対策および医療救護体制を確立するために、医事・衛生基本計画を定めるもの

【第21号議案】 資料 P84

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町宿泊基本計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者を温かくお迎えし、県、宿泊施設に係る関係団体との連携により、安全で快適な環境を整えるとともに、より多くの方々の受入れができる効率的な配宿体制を確立するために、宿泊基本計画を定めるもの

【第22号議案】 資料 P85～86

第79回国民スポーツ大会愛荘町医療救護対策要項

「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町医事・衛生基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定めるもの

【第23号議案】 資料 P87～88

第79回国民スポーツ大会愛荘町食品衛生対策要項

「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町医事・衛生基本計画」に基づき、「第79回国民スポーツ大会」における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定めるもの

【第24号議案】 資料 P89～90

第79回国民スポーツ大会愛荘町弁当調製施設選考基準

第79回国民スポーツ大会愛荘町開催競技において、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会が提供する弁当の調製施設の選考を行うために、必要な事項を定めるもの

【第25号議案】 資料 P91～92

第79回国民スポーツ大会愛荘町弁当調製施設募集要領

わた SHIGA 輝く国スポ愛荘町開催競技において、大会関係者等の昼食を手配する弁当調製施設の募集を行うために、必要な事項を定めるもの

【第26号議案】 資料 P93～95

第79回国民スポーツ大会愛荘町弁当調達実施要項

「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町宿泊基本計画」に基づき、愛荘町で開催される「第79回国民スポーツ大会」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者に提供する弁当の調達について、必要な事項を定めるもの

＜輸送交通専門部会＞

【第27号議案】 資料 P96

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町警備・消防防災基本計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の成功に向け、県実行委員会の「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 警備・消防防災基本計画」および、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町開催推進総合計画」に掲げる警備・消防防災基本方針を推進するため、警備・消防防災基本計画を定めるもの

【第28号議案】 資料 P97～99

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
愛荘町警備・消防防災業務実施要項

「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町警備・消防防災基本計画」に基づき、警備・消防防災業務の実施に万全を期すため、必要な事項を定めるもの

【第29号議案】 資料 P100～101

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町輸送・交通基本計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の成功に向け、県実行委員会の「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本計画」および、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町開催推進総合計画」に掲げる輸送・交通基本方針を推進するため、輸送・交通基本計画を定めるもの

【第30号議案】 資料 P102～105

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町輸送・交通業務実施要項

「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町輸送・交通基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会における輸送交通業務の実施に万全を期するため、必要な事項を定めるもの

3 今後の予定

令和6年4月30日（火） 第2回常任委員会書面開催通知

令和6年5月23日（木） 第2回総会

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
愛荘町町民協働基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」の成功に向け、町民一人ひとりがそれぞれの立場で積極的に大会に参加する機運を高め、町民総参加で喜びと感動、また交流の輪が広がる魅力ある大会にするとともに、地域の連帯感や郷土愛を深め、大会終了後も地域コミュニティの醸成や地域の活性化の推進につなげるものとする。

2 内容

(1) 町民一人ひとりの力で盛り上げる大会

町民一人ひとりが、それぞれの立場、さまざまな形で大会に携わり、喜びと感動を共有できる大会とする。

【主な取組】

- ア ボランティアへの参加促進
- イ 競技会場における観戦、応援の促進
- ウ 炬火イベント等関連イベントの実施、参加

(2) 心のこもったおもてなしで迎える大会

全国から訪れる方々を温かく迎え、心のこもったおもてなしをすることにより、関わる人々と交流の輪を広げ、本町を再度訪れていただけるような大会とする。

【主な取組】

- ア 花いっぱい運動の実施
- イ 応援のぼり旗等の作成
- ウ 各種団体による特産品や観光地等の紹介
- エ 選手等への応援や挨拶など心のこもった対応の励行（挨拶運動の実践）

(3) 生涯スポーツに親しむきっかけづくりとなる大会

大会を契機に町民がスポーツに関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためスポーツに親しむきっかけづくりとなる大会とする。

【主な取組】

- ア 各種スポーツイベントやレクリエーション等への参加促進
- イ 関係団体と連携した生涯スポーツに親しむ機会の創出

(4) 本町の魅力を全国に発信する大会

全国から訪れる方々に大会を通じて、歴史、文化、自然といった地域資源の魅力に触れてもらうことにより、本町の魅力を全国に発信するとともに、本町を愛してくださる人を増やす大会とする。

【主な取組】

- ア 本町の歴史、文化、自然といった地域資源の魅力発信
- イ 本町の観光情報、特産品の情報発信

(5) 美しく快適な環境を目指す大会

地域の美化活動や環境への配慮、競技会場におけるごみの分別などにより、美しく快適な大会とする。

【主な取組】

ア クリーンアップ運動への参加促進

イ 競技会場におけるごみの分別やリサイクルの促進

(6) デジタル化やSDGsの推進を目指す大会

町民の利便性や満足度、更に一体感を高めるため、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を活用した情報発信に取り組むなど、デジタル技術を積極的に活用していく。

また、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、クリーンアップ運動など環境へ配慮した活動を行うほか、生涯スポーツへの参加、交流の促進による町民の健康増進等に取り組む大会とする。

【主な取組】

ア SNS等デジタル技術を活用した積極的な情報発信

イ SDGsの達成のため、一人ひとりができることを考え、行動するきっかけづくりの創出

3 推進方法

(1) 町民参加の機会がより広範囲になるよう、従来から実施されている各種町民運動や企業事業所の社会貢献活動など、町民団体、関係機関等と連携し、それぞれの立場に応じて推進すべき事柄を分担し、より多くの町民の理解と参加が得られるよう活動を進める。

(2) 各種広報活動等により、町民の参加意欲を高め、町民一人ひとりの自発的活動を進める。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
愛荘町広報基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）の開催に対する町民の理解を深め、両大会への関心や参加意識の高揚を図るため、「愛荘町開催推進総合計画」に基づき、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、本町の恵まれた歴史・文化・自然・食などの魅力を全国に発信する。

2 内容

(1) 愛称、スローガン等による広報

両大会を象徴する愛称、スローガン、マスコットキャラクター等の活用および普及により町民への周知を図る。

- ア 愛称、スローガン等の活用および普及
- イ マスコットキャラクターの活用および普及
- ウ イメージソングの活用および普及

(2) 各種広報物品による広報

広報物品の作成や既存の広報紙等を活用した、積極的な広報活動を展開する。

- ア PR 広報紙の発行
- イ ポスター、パンフレット等の作成
- ウ 広報グッズの作成
- エ 広報あいしょう、関係機関等の刊行物への掲載

(3) 多様なメディアによる広報

多様なメディアを活用し、広範囲に効果的な情報発信を行う。

- ア 新聞、ラジオ、テレビ等の活用
- イ ホームページ、SNS等による情報発信

(4) イベント等による広報

啓発イベントを開催するとともに、関係機関、関係団体等のイベント等と連携し、効果的な情報発信を行う。

- ア 啓発イベントの開催
- イ 町、各種団体等の主催によるイベント等との連携

(5) 工作物等による広報

各種工作物等を設置し、SHIGA 国スポ開催を周知するとともに、選手・監督や来訪者を歓迎する。

- ア 広告塔、歓迎塔等の設置
- イ 横断幕、懸垂幕等の設置
- ウ 案内板、カウントダウンボード等の設置

(6) 大会報告書等による広報

両大会の成果の記録および保存のため、大会報告書等を作成する。

- ア 大会報告書の作成
- イ 大会記録映像、写真集等の作成

**第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
愛荘町運営ボランティア募集要項**

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」およびリハーサル大会「第63回近畿高等学校アーチェリー選手権大会」（以下「大会」という。）において、町民一人ひとりがそれぞれの立場で積極的に参加し、大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしでお迎えするとともに、喜びと感動を共有する大会とするため、大会の運営および広報に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 募集主体

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

3 活動内容

本町で開催する競技会の運営および大会等の広報に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

【運営ボランティア】

区分	主な活動内容
受付・会場案内	競技会場等における受付・案内、資料配布、情報提供
おもてなし	休憩所におけるドリンクサービス、観光物産PR活動、その他おもてなし活動全般
会場整理	競技会場の準備、来場者の誘導・整理、駐車場等整理の補助
弁当配付	弁当の配付、空き箱等の回収
環境美化	競技会場内外の清掃美化活動、会場装飾・プランターの管理、ごみの分別管理等
花育て	花いっぱい運動に係る花育て活動
駐車場整理	駐車場の案内・整理、シャトルバス誘導・乗車案内等
その他	上記の他、競技会場運営および関連行事運営等に関する活動

【広報ボランティア】

区分	主な活動内容
広報啓発	イベントや主要駅等でのPR活動 ▶チラシ・啓発グッズ等の配布 ▶PRブースの運営補助
映像等記録	大会までの取り組みの様子や競技会の様子を写真・映像等に記録

4 募集期間および人数

次のとおりとする。ただし、実行委員会は必要に応じて適宜変更できるものとする。

- (1) 募集期間 実行委員会が募集を開始した日から募集人数に達するまで
- (2) 募集人数 運営ボランティア 50人程度
広報ボランティア 20人程度 計70人程度

5 応募条件

以下のいずれかに該当する個人および団体とする。

なお、応募時点で18歳未満の方については、申込みの際に保護者の同意を必要とする。

- (1) 愛荘町に在住、通勤、通学している小学校4年生以上の個人。但し、小学生にあつては保護者同伴での活動を必須とする。
- (2) 愛荘町に活動拠点を有する中学生以上の団体
- (3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人および団体

6 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会に持参もしくは郵送、ファックス、メールにより申込むものとする。

なお、保護者の同意が必要となる場合は、保護者の押印が必要となるため、持参もしくは郵送に限る。

7 登録・抹消

- (1) 実行委員会は、応募条件を満たした応募者をボランティアとして登録する。
- (2) 運営ボランティア・広報ボランティアの両方を活動内容として登録することができる。
- (3) 登録後に、活動区分の変更または追加をすることができる。
- (4) 実行委員会は、次の場合に登録を取消することができる。
 - ア 本人または団体から申し出があつた場合
 - イ 大会のイメージを損なう行為があつた場合
 - ウ 大会運営に支障があると判断した場合

8 活動期間

登録開始日から大会終了までとする。

9 活動内容の決定

ボランティア登録者の活動内容、日時および場所については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

10 研修等

実行委員会は、ボランティア登録者に対し、大会への理解を深め、円滑な運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を開催する。

11 報酬および交通費等

ボランティア活動、研修等に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

12 服飾および食事

- (1) ボランティアの活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾を、必要に応じて実行委員会が支給する。
- (2) ボランティアの食事については、必要に応じて実行委員会が支給する。

13 保険

- (1) ボランティア活動および研修の参加にあたり、必要に応じて実行委員会の負担により「傷害保険」および「賠償責任保険」に加入する。
- (2) ボランティア以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わない。

14 個人情報の取扱い

- (1) 応募者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。
- (2) 登録者の個人情報については、実行委員会が大会の運営に必要な場合のみ使用するものとし、その他の目的で使用しない。ただし、申込み時にわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会への情報提供に同意している登録者の情報に限り、当該実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。また、登録管理や配置計画の策定にかかる業務委託先への情報提供および会場警備のための警察および警備関係者への情報提供を行う場合がある。
- (3) 研修や活動の際に撮影した写真・動画はわたSHIGA輝く国スポ・障スポを広報する目的で、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会のホームページやその他の広報媒体に掲載する場合がある。

15 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和6年3月5日から施行する。

愛荘町運営ボランティア募集方針

「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 愛荘町運営ボランティア募集要項」の規定に基づき、運営ボランティアならびに広報ボランティアを募集する。

令和6年7月に開催するリハーサル大会の結果を踏まえ、本大会に向けて運営ボランティア等の配置人数や業務分担等を調整していく。

1 活動内容

本町で開催する競技会の運営および大会等の広報に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

【運営ボランティア】

区分	主な活動内容
受付・会場案内	競技会場等における受付・案内、資料配布、情報提供
おもてなし	休憩所におけるドリンクサービス、観光物産PR活動、その他おもてなし活動全般
会場整理	競技会場の準備、来場者の誘導・整理、駐車場等整理の補助
弁当配付	弁当の配付、空き箱等の回収
環境美化	競技会場内外の清掃美化活動、会場装飾・プランターの管理、ごみの分別管理等
花育て	花いっぱい運動に係る花育て活動
駐車場整理	駐車場の案内・整理、シャトルバス誘導・乗車案内等
その他	上記の他、競技会場運営および関連行事運営等に関する活動

【広報ボランティア】

区分	主な活動内容
広報啓発	イベントや主要駅等でのPR活動 ▶チラシ・啓発グッズ等の配布 ▶PRブースの運営補助
映像等記録	大会までの取り組みの様子や競技会の様子を写真・映像等に記録

2 活動期間

令和7年4月1日から令和7年12月31日まで

※令和7年度中に開催する本大会ならびに炬火イベント、関連行事に出役をお願いするボランティアを募集するもの

3 募集期間および人数

- (1) 募集期間 令和6年6月から募集人数に達するまで
- (2) 募集人数 運営ボランティア 50人程度
広報ボランティア 20人程度 計70人程度

4 応募条件

以下のいずれかに該当する個人および団体とする。

なお、応募時点で18歳未満の方については、申込みの際に保護者の同意を必要とする。

- (1) 愛荘町に在住、通勤、通学している小学校4年生以上の個人。但し、小学生にあつては保護者同伴での活動を必須とする。
- (2) 愛荘町に活動拠点を有する中学生以上の団体
- (3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人および団体

5 応募に係る広報

住民等多くの方に周知するため、チラシの作成・配架のほか、ホームページやSNS、防災行政無線放送等を通じて積極的に発信する。

6 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会に持参もしくは郵送、スマート申請、メールのいずれかの方法で申込むものとする。

なお、保護者の同意が必要となる場合は、保護者の押印が必要となるため、持参もしくは郵送に限る。

7 登録から活動内容の決定、研修等の手続き

実行委員会は申込書を受領した場合は、申込日から1か月以内に応募条件に該当するか否か等を審査し、応募者に対して審査結果を通知する。

ボランティア登録者の活動内容、日時および場所については、実行委員会が登録後に実施する希望調査等を参考に決定する。

なお、大会への理解を深め、円滑な運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を開催する。研修会等は、活動内容の説明から問合せ対応、おもてなし、本町の魅力PRなど、国スポ・障スポスタッフの一員として必要な知識を習得するために実施する。

8 報酬および交通費等

ボランティア活動、研修等に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

9 服飾および食事

- (1) ボランティアの活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾を、必要に応じて実行委員会が支給する。
- (2) ボランティアの食事については、必要に応じて実行委員会が支給する。

10 保険

- (1) ボランティア活動および研修の参加にあたり、必要に応じて実行委員会の負担により「傷害保険」および「賠償責任保険」に加入する。なお、社会福祉法人 全国社会福祉協議会のボランティア活動保険（基本プラン）への加入を基本とする。
- (2) ボランティア以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わない。

11 個人情報の取扱い

- (1) 応募者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。
- (2) 登録者の個人情報については、実行委員会が大会の運営に必要な場合のみ使用するものとし、

その他の目的で使用しない。ただし、申込み時にわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会への情報提供に同意している登録者の情報に限り、当該実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。また、登録管理や配置計画の策定にかかる業務委託先への情報提供および会場警備のための警察および警備関係者への情報提供を行う場合がある。

- (3) 研修や活動の際に撮影した写真・動画はわたSHIGA輝く国スポ・障スポを広報する目的で、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会のホームページやその他の広報媒体に掲載する場合がある。

**第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
愛荘町歓迎・おもてなし基本計画**

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者（以下、大会参加者等）の歓迎・おもてなしについて、本町を訪れる全ての方々を温かくお迎えするとともに、歴史、文化、自然など地域資源の多彩な魅力に関係機関や団体等の協力を得て広く発信し、再訪いただけるよう心のこもった接伴を提供するものとする。

2 内容**（1）歓迎装飾の実施**

大会参加者等を歓迎するとともに、開催機運や歓迎ムードを高めるため、競技会場や主要駅、主要道路、その他町内各所に歓迎装飾を行う。

（2）案内所の設置

大会参加者等の便宜を図るため、競技会場、主要駅、その他必要な場所に案内所を設置し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う。

（3）休憩所の設置

大会参加者等の憩いの場、交流の場、おもてなしの場として、競技会場その他必要な場所に休憩所を設置する。

（4）売店・PRコーナー等の設置

大会参加者等の便宜を図るとともに、地域資源や地元特産品等の紹介および販売、競技の魅力を発信するため、関係機関、団体等の協力を得て、競技会場に売店およびPRコーナーを設置する。

（5）観光メニュー等の提供

町民と大会参加者等との交流を促進するとともに、本町の多彩な魅力を発信し、観光や再訪、消費の促進を図るため、関係機関・団体等と連携し、周遊企画等観光メニューの提供を行う。

（6）美しく快適な大会環境の提供

全国から訪れる大会参加者等を温かくお迎えするため、競技会場等におけるごみの分別や清掃を徹底するとともに、彩りのある装飾を施すなど、美しく快適な大会環境を目指す。

（7）接遇意識の高揚

大会参加者等に対して、心のこもったおもてなしを提供できるよう、関係機関や団体等の協力を得て、温もりのある接遇や多彩なイベントの実施等を行う。

（8）情報の発信・提供

大会参加者等が必要とする情報（競技、宿泊、交通、観光、物産等）が容易に得られるよう、ホームページやSNS等のインターネット上における情報発信の推進に努め、併せて観光PRの充実を図る。

**第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
愛荘町歓迎・おもてなし実施要項**

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 愛荘町歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、歓迎装飾による開催機運の醸成と歓迎ムードの高揚を図り、心のこもったおもてなしを行うとともに、歴史、文化、自然など地域資源の多彩な魅力を観光情報等として発信を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容**(1) 歓迎装飾****ア 装飾場所**

競技会場および主要駅、主要道路、その他必要と認められる場所に設置する。

イ 装飾内容

景観等に配慮し、周辺環境との調和を図り、効果的に歓迎の意を表す装飾を心掛けて、看板、横断幕、のぼり旗、プラランターおよびポスター等を設置する。

ウ 装飾期間

施設管理者等と協議のうえ、装飾ごとに適切な期間を定める。

エ 装飾の撤去

装飾の撤去は、大会終了後、速やかに行うものとする。ただし、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会が必要と認めるものを除く。

(2) 接遇

ア 関係機関、関係団体等の協力を得て、競技会係員、ボランティア等に必要な研修を行い、おもてなし意識の向上に努める。

(3) 情報発信・提供

ア ホームページ、SNS等により情報を発信する。

イ 本町の多彩な地域資源の魅力を多くの方々に知ってもらうため、地元食材等のふるまいやPRを目的としたコーナーを設置するなど、大会参加者等との交流を図る。

ウ 案内所、休憩所、その他必要と認められる場所を活用して観光ガイドブック等を配布し、大会参加者等に大会期間中の情報発信ならびに周遊を促し、かつ大会終了後の本町への再訪につなげる。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) リハーサル大会における歓迎およびおもてなしについても、必要に応じてこの要項を準用する。

(3) 「わたSHIGA輝く障スポ」およびそのリハーサル大会における業務内容については、滋賀県が設置したわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と別途協議のうえ、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和6年3月5日から施行する。

**第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
愛荘町案内所・休憩所設置運営要項**

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 愛荘町歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下、「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内並びに業務連絡等を行う案内所および憩い・交流の場を提供するための休憩所等の設置並びに運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容**(1) 案内所****ア 案内所の種類**

総合案内所および会場内案内所とする。

イ 設置場所**(ア) 総合案内所**

関係機関、団体等と協議のうえ、主要駅等に設置する。

(イ) 会場内案内所

関係機関、団体等と協議のうえ、競技会場内に設置する。

ウ 設置期間**(ア) 総合案内所**

関係機関、団体等と協議のうえ、定める。

(イ) 会場内案内所

競技会の開催期間中とする。

エ 開設時間**(ア) 総合案内所**

午前9時から午後5時までとする。

(イ) 会場内案内所

開会行事または競技開始1時間前から閉会行事または競技の終了後30分までとする。

オ 業務内容**(ア) 総合案内所**

a 競技の案内に関すること。

b 宿泊、交通、観光および物産の案内に関すること。

c 案内資料等の配布および管理に関すること。

d 総合案内所およびその周辺の装飾および設置・管理に関すること。

e その他各種案内に関すること。

(イ) 会場内案内所

a 大会参加者等への受付案内、資料等の配布に関すること。

b 競技の案内に関すること。

- c 宿泊、交通、観光および物産の案内に関すること。
- d 遺失物および拾得物の取扱いに関すること。
- e 迷子等の対応に関すること。
- f その他各種案内に関すること。

(2) 休憩所

ア 設置場所

競技会場内等に設置する。

イ 設置期間

競技会の開催期間中とする。

ウ 開設時間

開会行事または競技開始1時間前から閉会行事または競技終了後30分までとする。

エ 業務内容

- (ア) 休憩所の設置および運営に関すること。
- (イ) ドリンクコーナーの設営および運営管理に関すること。
- (ウ) 飲料水等の検収および管理に関すること。
- (エ) 地元食材等のふるまいに関すること。
- (オ) 休憩所の美化清掃に関すること。
- (カ) その他休憩所の運営全般に関すること。

3 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所および休憩所の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会は、案内所および休憩所の設置場所、設置期間、開設時間等を必要に応じて変更できるものとする。
- (3) リハーサル大会における案内所および休憩所については、この要項に準じて実施し、競技会の規模等に応じて運用する。

付 則

この要項は、令和5年10月12日から施行する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 愛荘町売店等設置要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 愛荘町歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）のおもてなしに努めるとともに、愛荘町の特産品や地域資源、競技に係る魅力の紹介および販売を促進するため、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店等の設置および運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店等は、競技会場内に設置する。ただし、実行委員会は、必要に応じて設置場所を変更することができる。

3 設置期間

売店の設置期間は、各競技会場の競技開始日から終了日までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 開設時間

開会行事または競技開始1時間前から閉会行事または競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

5 出店数、位置および規模

出店数および出店位置は実行委員会が決定するものとし、出店規模は1店舗あたり1ブース約20㎡とする。ただし、実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じて出店数、位置および規模を変更することができるものとする。

6 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。

なお、実行委員会の売店等出店許可を受けて火気または燃料等危険物を使用する出店者にあつては、ブース内に必ず消火器（使用期限内のものに限る。）を設置しなければならない。

出店形態については、ケータリングカーによるものも可能とする。

(1) テント（2間×3間程度）1張以内

(2) 長机6台以内

(3) 椅子4脚以内

7 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、以下の書類を実行委員会宛に提出するものとする。

(1) 売店等出店申請書（様式第1号）

- (2) 売店等出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店等従事者、運搬車両予定表および持込備品調書（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (5) その他、実行委員会が必要と認める書類

8 販売品目および紹介項目

(1) 販売品目

売店等における販売品目は、次に掲げるものとする。

ア スポーツ用品

イ 国スポ関連グッズ

公益財団法人日本スポーツ協会またはわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。

ウ 郷土物産品

エ 飲食物（アルコール飲料を除く。）

a 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

b 現地調理品

売店等において調理する食品は、簡易な調理・加工のみとし、あらかじめ営業許可施設等において仕込み・下処理されたものを使用し、提供直前に加熱処理を行うものであること。

オ 宅配便

カ その他、実行委員会が必要と認めたもの

(2) 紹介項目

売店等における紹介項目は、次に掲げるものとする。

ア 生涯スポーツに関すること

イ アーチェリー競技等国民スポーツ大会に関すること

ウ 愛荘町の地域資源、特産品、イベント等に関すること

エ 県内市町の地域資源、特産品、イベント等に関すること

オ その他、実行委員会が必要と認めたもの

9 出店者要件

売店等の出店者は、(1)の条件のいずれかに該当し、かつ(2)の条件のいずれも満たす者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

〔販売行為〕

ア 申請時に6か月以上、愛荘町内に店舗を有して営業している者

イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ 第74回国民体育大会（第78回国民スポーツ大会含む。）以降の国体または競技別リハ

ーサル大会に出店実績がある者
エ その他、実行委員会が認めた者
〔紹介行為〕

ア 申請時に6か月以上、愛荘町内で活動実績がある者
イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者
ウ 第74回国民体育大会（第78回国民スポーツ大会含む。）以降の国体または競技別リハ
ーサル大会に出店実績がある者
エ その他、実行委員会が認めた者

(2) 次の条件のいずれも満たす者

ア 競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。
イ 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けて
いること。
ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等重大な処分を受けてい
ないこと。
エ 飲食物販売の出店者については、過去3年間に食中毒発生等による行政処分歴がないこと。
オ 申請書提出時点において、納税義務が履行されていること。
カ 出店者の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若
しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成
3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）および同条第
6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ならびにそれらの利益となる活動を行
う者でないこと。また、それらと密接な関係を有する者でないこと。
キ 政治団体（政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体およびこれに類する団体）で
ないこと。
ク 宗教団体（宗教法人法第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体）でないこと。

10 経費の負担

- (1) 売店等の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店等設置会場の管理に要する経費の一部として、実行委員会が別に定める出店料
を負担する。
- (3) 前号の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができ
る。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、「売店等出店料免除申請書（様式第7号）」
を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し「出店料免除
決定通知書（様式第8号）」を発行する。
- ア 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法
律第50号）」に規定する障害者就労施設等
イ 国または地方公共団体
ウ わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会委員が所属する機関・団体
エ 販売行為を行わず、紹介行為のみ実施する者
オ 上記に掲げるもののほか、実行委員会において特に必要と認める者
- (4) 出店を許可された者は、実行委員会が指定する期日までに、実行委員会が指定する口座に出店

料を納付すること。なお、振込手数料は出店者が負担するものとする。

- (5) 既納の出店料は還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由による
き、その他特別な理由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部または一部を還付
することができる。

11 出店者の選定

実行委員会は、出店申請があったときは、本要項に基づいて出店者の審査を行うとともに、売店等の設置目的、大会参加者等のニーズ、郷土産物のPR、販売品目のバランス等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して出店者として選定することができる。

- (1) 売店等における販売品目を取り扱う地元商工関係および組合等の団体ならびに社会福祉法人などの社会福祉団体等
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他、実行委員会が適当と認めた者

12 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、「売店等許可決定通知書（様式第5号）」を発行する。また、出店料の納付を確認した後、「売店等出店許可証（様式第6号）」を交付する。

13 売店等運営

出店者は、次の事項を遵守し必要に応じて実行委員会の指示に従うものとする。

(1) 食品関係売店

ア 現場で調理を行う出店者は、保健所の基準に従い指導を遵守すること。

イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止および直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管・陳列は、衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。

ウ 廃棄物収納容器は、汚液および汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。

エ 調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行うこと。

(2) その他の売店等

取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。

14 保健所および消防署への手続き

(1) 保健所

ア 「模擬店等の食品取扱届出書」の保健所への提出については、届出が必要なものについて、実行委員会が取りまとめて行うものとする。

イ 実行委員会は、出店申請書類の情報をもとに、「模擬店等の食品取扱届出書」を作成し、提出するものとする。なお、出店者は、申請書類の内容を変更する場合は、速やかに実行委員会へ報告すること。

ウ 食品営業許可申請書または食品取扱届の提出が必要な出店者は、保健所に申請し、速やかに当該申請書または当該届の写しを実行委員会に提出しなければならない。

(2) 消防署

東近江行政組合火災予防条例（昭和47年中部地域消防組合条例第1号）第45条第1項第6号の規定に基づく「露店等の開設届出書」の提出については、出店者として選定したもののうち、火気器具等を使用する旨の申告があったものについて、実行委員会が取りまとめるものとする。

15 売店等監督員

- (1) 実行委員会は、売店等の円滑な運営を図るため売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項について監督するものとする。

16 売店等責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店等責任者を定め、売店等開設中常駐させるものとする。
- (2) 売店等責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店等責任者は、売店等監督員の指示に従い当該売店等の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店等責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し従事者の指導に努めなければならない。

17 禁止事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、または管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売りおよび呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理および加工等をすること。
- (5) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (6) アルコール飲料および危険物を販売すること。ただし、郷土物産品として取り扱うアルコール飲料を販売する場合はこの限りではない。
- (7) 拡声器および音響機器類を使用すること。
- (8) 実行委員会の許可を受けていない対象火気器具等または燃料等危険物を使用すること。
- (9) その他、大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

18 遵守事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する「売店等出店許可証（様式第6号）」を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店等およびその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店等の装飾は、販売行為を行う場合は販売品を表示する看板等を主体とし、紹介行為を行う場合は紹介項目を表示する看板等を主体とする。ついで、宣伝広告用のものは掲示しないこと。

- (5) 飲食物を販売する売店等にあつては、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。
- (6) 実行委員会の許可を受けて火気を使用する場合にあつては、ブース内に必ず消火器を設置すること。
- (7) 販売品や紹介物品等の搬入搬出する車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を見やすい位置に掲示すること。なお、原則として搬入出車両は、1売店等につき1台とする。
- (8) 販売品や紹介物品等の搬入・陳列および搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (9) 従事者は清潔感のある服装を心掛け、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (10) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切・丁寧な対応を心がけること。
- (11) 飲食物を販売する売店等にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに保健所の指導に従うこと。
- (12) 調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行い、廃棄物収納容器は蓋付きのものとし、汚液および汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。また、油を使用する場合は、油漏れ対策を徹底すること。
- (13) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (14) 実行委員会が大会前に開催する出店者説明会には必ず出席すること。
- (15) 従事者の変更・追加・削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更・追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (16) その他関係法令等を遵守し、施設管理者および実行委員会、売店等監督員の指示に従うこと。

19 管理運営

売店等における販売品および紹介物品、関係備品等の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災・盗難・その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

20 事故等発生時の対応

売店等において、事件または事故が発生したときは、売店責任者は初期対応にあたりるとともに、実施本部に直ちに連絡しその指示に従うものとする。また、不審者または不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

21 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに売店等出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償および既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令および本要項に違反したとき。
- (2) 売店等出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があつたとき。
- (4) その他、実行委員会が売店等の運営管理において不適当と認めたとき。

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の確認を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、競技会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

24 補填および補償

- （１）出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填および補償を実行委員会に請求することはできない。
- （２）出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

25 個人情報の取扱い

売店等従事者の個人情報については、実行委員会が売店等設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

26 その他

- （１）実行委員会は、売店等の設置場所、設置期間、開設時間等を必要に応じて変更できるものとする。
- （２）この要項に定めるもののほか、売店等の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- （３）リハーサル大会における売店等の設置運営については、この要項に準じて実施し、大会の規模等に応じて運用する。なお、状況に応じて出店料を免除する場合がある。

付 則

この要項は令和6年3月5日から施行する。

様式第1号から第8号については、愛荘町商工会、彦根保健所、実行委員会事務局で別途協議し作成する。

売店等出店申請書

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会
会長 有村 国知 様

申請者住所 _____
商号又は名称 _____
代表者 役職名 _____
代表者 氏 名 _____ 印
電話番号 _____

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会が運営する競技会場内に売店等を出店したいので、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 愛荘町売店等設置要項第7項の規定に基づき申請します。

- 1 出店会場 愛荘町スポーツセンター秦荘（競技名：アーチェリー）
- 2 出店希望形態 テント（ 張）・その他
- 3 出店日 令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）
計 日間

※原則として、競技会開始日から終了日まですべて出店できること。

4 添付書類

- (1) 売店等出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店等従事者、運搬車両予定表および持込備品調書（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 売店等出店料免除申請書（様式第7号）〔該当者のみ〕
- (5) 「営業許可証」または受理印が押された「営業許可申請書」の写し（保健所の許可等が必要な商品の場合）
※営業許可申請書の写しの場合、許可が下り次第速やかに実行委員会へ提出すること
- (6) 愛荘町税の未納がないことが分かる書類（完納証明書、納税証明書〔写し可、発行から3か月以内のもの〕）
- (7) 売店等責任者および従事者の本人確認書類
（運転免許証、パスポートの写し、公的機関が発行したもので顔写真のあるもの。）

売店等出店概要書

(ふりがな)				
商号又は名称				
(ふりがな)				
代表者氏名(生年月日)		(生年月日: 年 月 日)		
所在地		〒		
連絡先		【TEL】	【FAX】	
出店責任者		【氏名】 【携帯電話】 【E-mail】		
業種				
販売行為の有無		有 ・ 無		
販売品目・紹介項目 (該当品目をすべて○で 囲んでください)		【販売品目】スポーツ用品・国スボ関連グッズ・郷土物産品 飲食物(製造加工品)・宅配便・その他()		
		【紹介項目】生涯スポーツ・アーチェリー競技等国民スポーツ大会 愛荘町の地域資源、特産品、イベント等 県内市町の地域資源、特産品、イベント等 その他()		
国体又は国スボ出店実績		有(回) ・ 無		
営業開始年月日		年 月 日	従業員数	人
営業に関して取得した 許可等の種類		種類		
		許可証の番号		
		取得年月日	年 月 日	
過去1年間法令違反等 処分歴の有無		有 ・ 無	過去3年間食中毒発生事 故歴の有無	有 ・ 無
販売品目価格等一覧【販売行為を行う場合】				
No.	商品名	予定数量	販売価格(税込)	備考(許可番号等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

紹介行為の具体的内容【紹介行為を行う場合】	
出店従事者総数（出店責任者を含む）	人
火気または燃料等危険物の使用	有 種類（ ）・ 無

※ 欄の不足する場合は、別紙に追加してください。

※ 許可を受けた国スポ記念グッズについては、備考（許可番号等）欄に記入してください。

売店等従事者、運搬車両予定表および持込備品調書

商号又は名称	
住所	

1 従事者名簿

※ 売店等責任者の方につきましては、氏名の下に当日連絡が取れるご連絡先をご記入ください。

従事日	売店等責任者	従事者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
	Tel:				
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
	Tel:				
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
	Tel:				

※ 従事する可能性がある者全員の氏名を記入してください。

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有・無	
		有・無	
		有・無	

※ 車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」「軽バン」等と記入してください。

※ 搬入・搬出のみに使用する車両は、「駐車場使用」欄の「無」に○を付けてください。

※ 駐車車両は原則1台です。

※ ケータリングカーにて販売を行う場合は、車両サイズ等を「備考」欄に記入してください。

3 設営持込備品一覧表（愛荘町実行委員会が設営する備品以外のもの）

(1) 持込備品一覧表

備品名	規格・必要電力等	持込目的

※ 電気や火気、燃料等危険物の使用を伴う備品を使用する場合は記入してください。

（発電機、ホットプレート、プロパンガス等）

※ 消防署への届出に関わるため、使用する予定があるものは必ず記入してください。

記入がない場合は、電気や火気、燃料等危険物の使用はできません。

(2) 消火器持込本数

本

※ 消火器を設置していない場合は、火気や電気の使用はできません。

※ テント1張につき、原則各1本の消火器を設置してください。

誓約書兼承諾書

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会
会長 有村 国知 様

住所 _____
商号又は名称 _____
代表者役職名・氏名 _____ ㊞
電話番号 _____

わたSHIGA輝く国スポ・障スポにおいて、競技会場への売店等出店申請にあたり、以下の項目について相違ない旨を誓約いたします。また、誓約内容の確認のため、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会が本承諾書を以って関係官庁に調査、照会することを承諾いたします。

- 1 本申請および許可後の申請にあたり、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町売店等設置要項を遵守します。
- 2 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会愛荘町売店等設置要項第9項に記載の出店者要件を満たしています。
- 3 出店品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等の重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていません。

(連絡担当者)

所属: _____
氏名: _____
電話番号: _____
FAX: _____
メール: _____

売店等許可決定通知書

愛教委国障ス第 号
令和 年 月 日

商号または名称

代表者役職名および氏名

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会

会長 有村国知 ㊟

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会が設営運営する競技式典の売店等の出店について、下記の内容で決定となりました。

つきましては、下記の指定口座へ令和 年 月 日 () までに出店料の納付をお願いいたします。

記

1 出店期日 令和 年 月 日 () ～令和 年 月 日 ()

2 出店会場 愛荘町スポーツセンター (競技名:アーチェリー)

3 出店形態 テント (張)・その他 ()

4 出店料 円

5 指定振込口座

金融機関名・支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義人	(ふりがな:)

※振込手数料については、出店者負担となります。

問合先

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会事務局
(愛荘町教育委員会事務局生涯学習課内)

電話番号: 0749-37-8055

FAX番号: 0749-37-4192

売店等出店許可証

愛教委国障ス第 号
令和 年 月 日商号または名称
代表者役職名および氏名

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会
会長 有村国知 ㊤令和 年 月 日付で申請があったわたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会
が運営する競技会場の売店等の出店について、下記のとおり許可します。

記

許可番号	
商号又は名称	
代表者役職名 および氏名	
出店許可会場	愛荘町スポーツセンター（競技名：アーチェリー）
出店許可期間	令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）
出店許可販売品目 または紹介項目	
駐車許可台数	台
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店等の設置運営に関しては、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 愛荘町売店等設置要項」を遵守すること。

売店等出店料免除申請書

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会
会長 有村 国知 様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名

代表者氏名

印

電話番号

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会が設置運営する競技会場の売店等の出店料について、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 愛荘町売店等設置要項第10項第3号の規定に基づき免除申請します。

記

1 出店会場

(競技名 :

)

2 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入してください)

	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」に規定する障害者就労施設等
	国または地方公共団体
	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会委員が所属する機関・団体
	販売行為を行わず、紹介行為のみ実施する者
	その他、実行委員会において特に必要と認める者

(連絡担当者)

担当者所属 :

担当者氏名 :

電話番号 :

FAX番号 :

E-mail :

出店料免除決定通知書

愛教委国障ス第 号
令和 年 月 日

商号または名称

代表者役職名および氏名

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会

会長 有村 国知 印

令和 年 月 日付で申請があったわたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会が運営する競技会場の売店等出店に係る出店料について、下記のとおり出店料を免除します。

記

- 1 免除対象出店会場 (競技名:)
- 2 免除理由

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町協賛取扱要項

(目的)

第1条 この要項は、愛荘町で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」およびリハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協賛の内容)

第2条 協賛の内容は、原則として大会の広報啓発および歓迎装飾に係る物品その他大会の運営に要する用具（以下「協賛物品等」という。）の受入れによるものとする。

(協賛の実施方法)

第3条 協賛は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。

2 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。

3 実行委員会は、協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。

4 協賛の方法は、提供または貸与とする。

5 協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

(協賛として受け入れないもの)

第4条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協賛を受け入れないものとする。

(1) 大会の趣旨に反すると認められるとき。

(2) 法令等に違反すると認められるとき。

(3) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(4) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(5) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるとき。

(6) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるとき。

(7) その他実行委員会が適当でないと認めるとき。

(協賛の表示)

第5条 協賛物品等には、協賛者の意向に応じて、協賛者名を表示することができる。ただし、協賛物品等に直接表示することができない場合は、この限りでない。

2 前項の規定により表示する場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、あらかじめ実行委員会の承認を得て、原則協賛者が行うものとする。

(謝意の表明)

第6条 実行委員会は、協賛を受け入れたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。また、必要に応じて、実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

(協賛の受入れ期間)

第7条 協賛の受入れ期間は、大会終了までとする。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和5年10月12日から施行する。

年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
愛荘町実行委員会 会長 様

申込人 住 所
名 称
代表者氏名

協 賛 申 込 書

愛荘町で開催されるわた SHIGA 輝く国スポ・障スポおよびリハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品 目	
	規 格	
	単 価	
	数 量	
	評価額	
協 賛 方 法		☐ 提供 ☐ 貸与
引 渡 予 定 年 月 日		年 月 日

担 当 者 所 属
氏 名
電話番号
メー ル

年 月 日

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
愛荘町実行委員会 会長

協 賛 受 領 書

愛荘町で開催されるわた SHIGA 輝く国スポ・障スポおよびリハーサル大会にかかる協賛
物品等を下記のとおり受領しました。

記

協賛物品等	品 目	
	規 格	
	単 価	
	数 量	
	評 価 額	
協 賛 方 法		☐ 提供 ☐ 貸与
受 領 年 月 日		年 月 日
そ の 他		

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町協賛取扱基準

1 趣旨

この基準は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町協賛取扱要項第6条に規定する協賛者への謝意の表明に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 謝意実施基準

協賛者への謝意を表明する基準については、次の表に掲げるとおりとする。

協賛者	評価額	感謝状等	対応方法	対応者
企業・団体等	30万円以上	感謝状	贈呈式	会長
	30万円未満 5万円以上		持参	事務局長
	5万円未満	礼状	郵送	—

3 協賛者名掲載基準

プログラム等に協賛者名を掲載する基準については、次の表に掲げるとおりとする。

協賛者	評価額	ホームページ	プログラム または報告書等	協賛物品	協賛者の 呼称使用
企業・団体等	5万円 以上	協賛者ロゴ(バナー) 貼付 写真および記事掲載	協賛者名	掲載可能物 品であれば、 全て可	可
	5万円 未満	協賛者名			

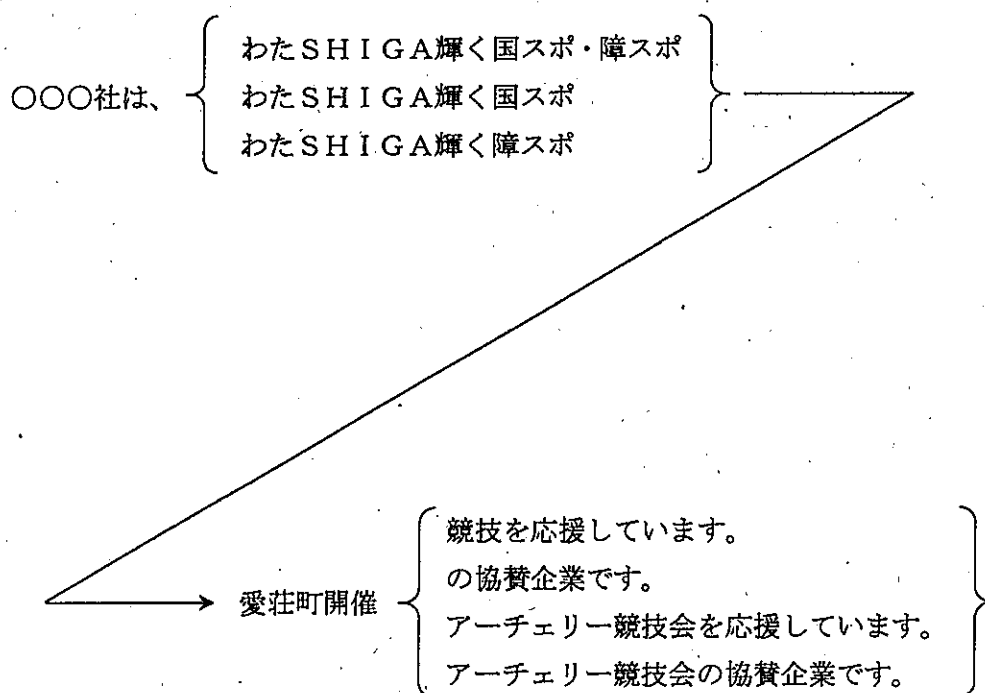
4 その他

この基準に定めのない事項については、事務局長の判断に基づき対応することとする。

備考

- (1) 個人協賛は求めないこととするが、申出があった場合は、別途協議のうえ対応する。
- (2) 協賛物品については、市場価格に金額換算して対応する。ただし、金額換算が困難な協賛内容については、別途協議のうえ対応する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (4) 同一者から複数回にわたり協賛の申出があった場合は、累積評価額により謝意を表明する。また、贈呈式については、原則として1回限りの実施とする。
- (5) 協賛者の呼称使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動やCSR（社会貢献活動）に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の呼称を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

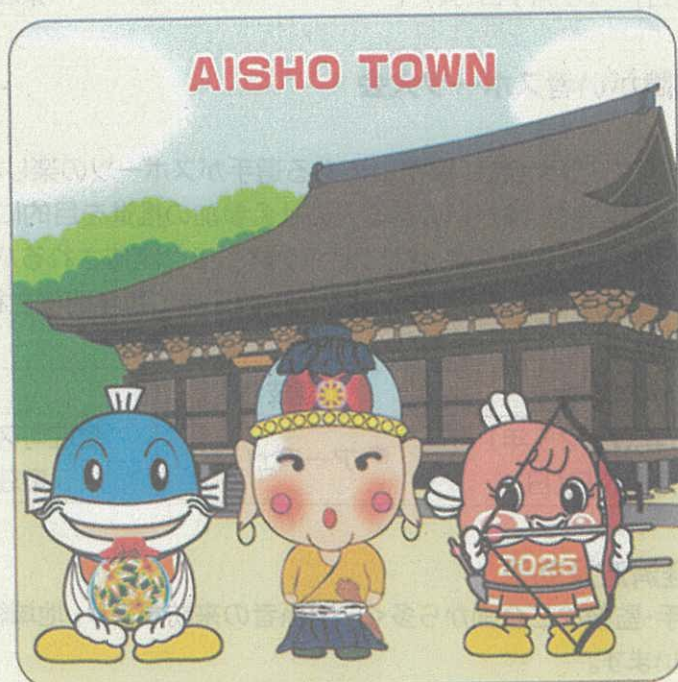
(例)



※ 町・競技を限定せずに、大会全体を指す呼称は使用できません。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ

企業協賛概要および協賛物品カタログ



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会
(愛荘町教育委員会事務局国スポ・障スポ開催推進室)

国スポ・障スポの概要

1 第79回国民スポーツ大会

(1) 概要

国民スポーツ大会は、毎年、都道府県持ち回りで開催される国内最大のスポーツの祭典です。滋賀県では、昭和56年(1981年)の「びわこ国体」以来44年ぶり2度目の開催となります。

※2024年から、国民体育大会から国民スポーツ大会に名称が変更されます。

(2) 愛荘町開催競技

実施時期	競技名	会場
令和7年(2025年) 10月5日(日)～10月7日(火)	アーチェリー	愛荘町スポーツセンター 秦荘グラウンド

2 第24回全国障がい者スポーツ大会

(1) 概要

全国障がい者スポーツ大会は、障がいのある選手がスポーツの楽しさを体験するとともに、障がいに対する理解や、障がいのある人の社会参加の推進を目的に開催される、国内最大の障がい者スポーツの祭典です。オリンピック終了後に開催されるパラリンピックと同じように、平成13年(2001年)以降、国民体育大会終了後に毎年開催されています。

(2) 愛荘町開催競技

実施時期	競技名	会場
令和7年(2025年) 10月26日(日)	アーチェリー	愛荘町スポーツセンター 秦荘グラウンド

3 参加者数と経済波及効果

両大会では、選手・監督など全国から多くに関係者の来訪があり、地域経済の追い風となることが期待されています。

<参考> かしま国体・(令和5年)の開催結果(県)

	鹿児島市	鹿児島県全体
参加者数	約40万人	約74万人
経済波及効果	407億円	806億円

4 両大会における愛荘町の役割

総合開・閉会式や、全県・総合的な準備・運営は県が担いますが、陸上競技やアーチェリーといった各競技会の運営は、会場の市町が担います。

愛荘町においても競技会場のレイアウト設計をはじめ、延べ数百人に及ぶ職員の動員やボランティアの募集、両大会の広報・啓発などの準備業務に取り組んでいます。

企業協賛の概要

1 目的

町実行委員会では、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの両大会を成功させるため、以下の観点から企業・団体の皆様からのご協力をご支援をいただきたいと考えております。

- (1) 感染症対策などを実施した安心・安全な大会運営
- (2) 全国から訪れる選手等に対する、町民総ぐるみの心のこもったおもてなし
- (3) 本町の多彩な魅力の発信

2 募集内容

(1) 協賛の方法

原則として、物品の提供が貸与

(2) 受け入れる物(以下「協賛物品」という。)の種類

- ア 大会運営に使用する衛生用品(除菌ウェットティッシュ)
- イ 広報啓発物品(ポケットティッシュやうちわなど)
- ウ 歓迎装飾用品(のぼり旗)
- エ その他(広告枠の提供、選手等のおもてなしにつながる自社製造のお土産など)

(3) 費用負担

協賛物品の搬入、設置、撤去等の費用は、原則として協賛者のご負担とします。

3 企業協賛のメリット

企業の認知度アップや社会貢献による好感度の向上につながります。

- (1) 協賛物品に協賛者名を表示(名入れ) ※競技施設内で使用する物品は不可
- (2) 競技会場やおもてなしイベントで看板を設置し、協賛者名を掲載
- (3) 町実行委員会ホームページなどで協賛者名を掲載
- (4) 大会報告書に協賛者名を掲載
- (5) 自社製造の飲食等をふるまい等で協賛いただける場合に、町外から来られた選手・監督等へ提供・販売ができる機会を提供
- (6) 協賛者である旨のフレーズを使用可

<例>〇〇社は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 愛荘町開催を応援しています。

<参考>過去の開催市における協賛者名の表示

協賛物品の協賛者名表示	競技会場の看板設置	ホームページでの掲載
		

謝意及び協賛者名等の掲載基準

1 謝意の実施基準

協賛への謝意の実施基準は以下のとおりです。

総額(相当額)	感謝状等	対応方法
30万円以上	感謝状	贈呈式
30万円未満 5万円以上		持参
5万円未満	令状	郵送

2 協賛者名等の記載基準

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ町実行委員会ホームページ等への協賛者名などの掲載基準は、以下のとおりです。

評価額	協賛者名などの掲載			
	ホームページ	プログラム または報告書等	協賛物品	協賛者の 呼称使用
5万円以上	協賛者ロゴ(バナー) 貼付、 写真および記事掲載	協賛者名を掲載	掲載可能物で あれば、協賛 者名を掲載 (※)	使用可
5万円未満	協賛者名を掲載			

※ 協賛物品の種類や使用が想定される場所によって、掲載できない場合があります(詳細は次頁「3 協賛者名の表示ルール」や、各物品の詳細をご確認ください)



ご検討に際しての留意事項

ア 協賛物品の品目や数量はご相談ください。

カタログに掲載している品目や数量は一例です。ご予算やご希望に応じて調整いたしますので、お気軽にご相談ください。

イ 協賛物品の品目は先着順です。

必要数量に達し次第、受け入れを停止するため、ご意向に添えない場合がございます。希望する特定の品目がある場合は、お早めにお申し出ください。

ウ 協賛者名の表示ルール

(ア) 競技施設内で使用・着用する物品は、原則表示ができません。

<競技施設の範囲例> 秦荘グラウンド内は不可、おもてなしエリアは可

(イ) JAPAN GAMES パートナーである企業・団体は、全ての協賛物品に表示可能です。

※ JAPAN GAMES パートナーは、県実行員会に対して協賛金 1,000 万円を提供する企業・団体

(ウ) 協賛者名を表示する際は、原則、下記フレーズを使用していただきます。

〇〇〇社は、 愛荘町開催	わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ わた SHIGA 輝く国スポ わた SHIGA 輝く障スポ
	競技を応援しています。 の協賛企業です。 アーチェリー競技を応援しています。 アーチェリー競技会の協賛企業です。

※表示に関しては、協賛のお申し出後に調整し、双方合意の上で手続きを進めます

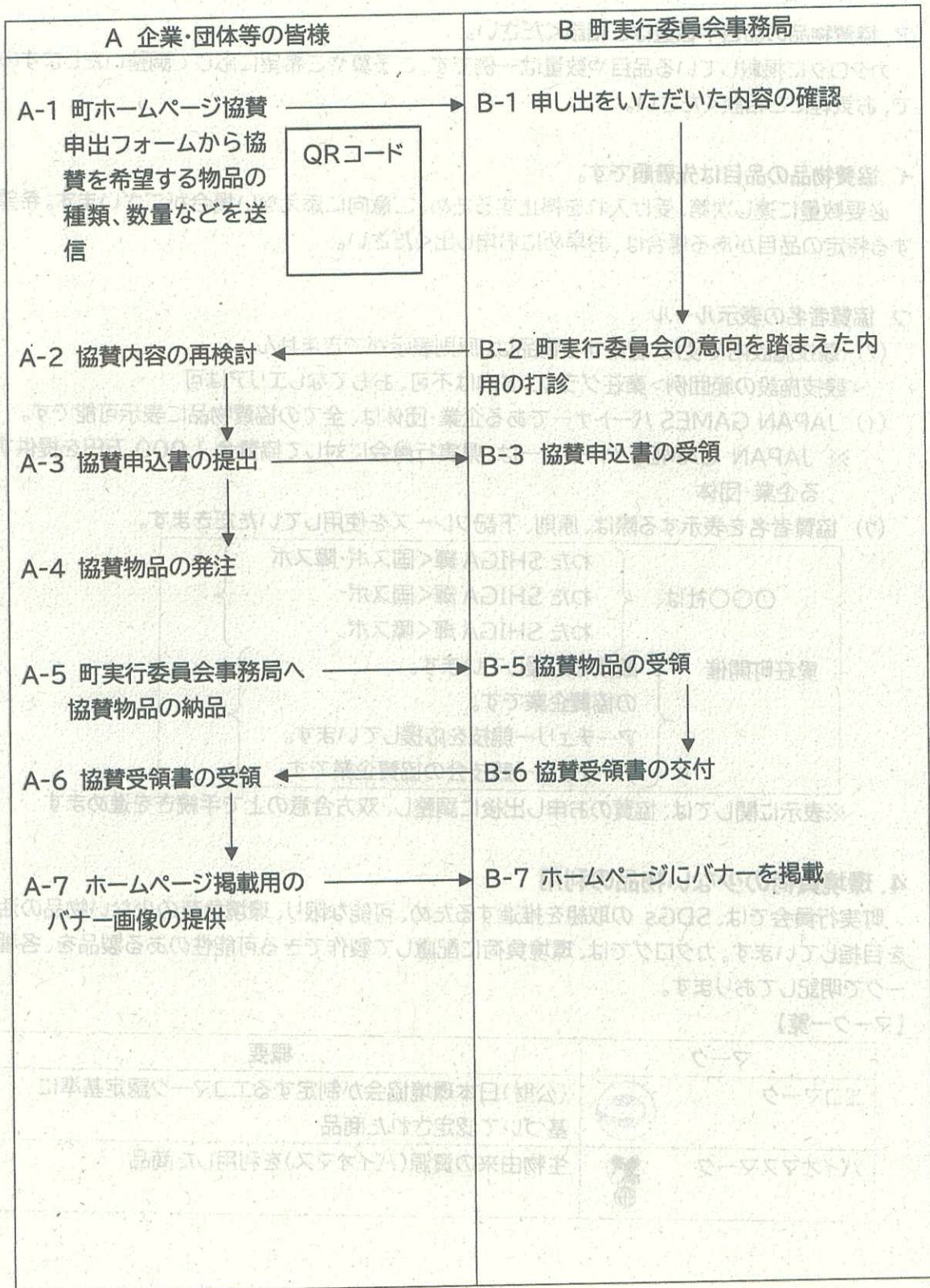
4. 環境負荷の少ない物品の利用

町実行員会では、SDGs の取組を推進するため、可能な限り、環境負荷の少ない物品の活用を目指しています。カタログでは、環境負荷に配慮して製作できる可能性のある製品を、各種マークで明記しております。

【マーク一覧】

マーク	概要
エコマーク	 (公財)日本環境協会が制定するエコマーク認定基準に基づいて認定された商品
バイオマスマーク	 生物由来の資源(バイオマス)を利用した商品

事務手続きフロー



協賛希望物品一覧（目次）

No.	種類	協賛希望商品	ページ	協賛者名の表示 (名入れ)の可否
1	競技会運営用物品	スティックバルーン	7	×
2	衛生用品	除菌ウェットティッシュ	8	○
3	広報啓発物品等	ポケットティッシュ	9	○
4		うちわ	10	○
5		クリアファイル	11	○
6		不織布バッグ(広報啓発用)	12	○
7	歓迎装飾物品	のぼり旗	13	○

その他の希望物品等を 14 ページに掲載

No.1

(入目) 賞一品贈呈券賞額

項 目		概 要			
協 賛 物 品 名		スティックバルーン			
必 要 数 量		2,200 セット			
使 用 時 期		本大会開催期間(令和 7 年 10 月 5 日～7 日)			
使 用 場 所		競技会場(愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド)			
使 用 者		町内の小・中学生			
協 賛 者 名 の 表 示		×			
協 賛 物 品 の 用 途		心のこもったおもてなし			
環境負荷に配慮して 製作できる可能性		○			
最 小 ロ ッ ト		50 セット～			
金 額 (目 安) (数量は、製品の仕 様や規格より増減す る場合があります。)			数量(セット)	単価(円)	金額(円・税別)
		一色プリント	50	600	30,000
			100	500	50,000
			200	400	80,000
		フルカラー	500	560	280,000
			1,000	360	360,000
協賛物品のイメージ					
備 考	納期希望時期:令和7年8月頃				

No.2

項 目		概 要		
協 賛 物 品 名		除菌ウェットティッシュ		
必 要 数 量		5,000 個		
使 用 時 期		本大会開催期間(令和 7 年 10 月 5 日～7 日)		
使 用 場 所		競技会場(愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド)内案内所など		
使 用 者		一般観覧者など		
協 賛 者 名 の 表 示		○		
協 賛 物 品 の 用 途		安心・安全な大会運営		
環境負荷に配慮して 製作できる可能性		×		—
最 小 ロ ッ ト		1,000 個～		
金 額 (目 安) (数量は、製品の仕 様や規格より増減す る場合があります。)	名入れ 4 色 フルカラー アルコールタイプ 10 枚入り	数量(個)	単価(円)	金額(円・税別)
		1,000	90	90,000
		1,500	75	112,500
		2,000	65	130,000
		3,000	60	180,000
協賛物品のイメージ				
備 考	希望納期時期:令和7年8月頃			

No.3

項目	概要			
協賛物品名	ポケットティッシュ			
必要数量	5,000 個			
使用時期	～令和 7 年 10 月(広報啓発のためのイベント出展時、夏季を除く)			
使用場所	町内を中心とした各種イベント会場			
使用者	町民など			
協賛者名の表示	○			
協賛物品の用途	両大会の広報啓発			
環境負荷に配慮して製作できる可能性	×			
最小ロット	1,000 個～			
金額(目安) (数量は、製品の仕様や規格より増減する場合があります。)		数量(個)	単価(円)	金額(円・税別)
	水に流せないタイプ	1,000	20	20,000
		3,000	15	45,000
		5,000	12	60,000
	水に流せるタイプ	1,000	20	20,000
		3,000	15	45,000
		5,000	13	65,000
協賛物品のイメージ				
備考	希望納期時期:随時			

No.4

項目	概 要			
協 賛 物 品 名	うちわ(①広報・啓発用,②来場者の熱中症対策用)			
必 要 数 量	①2,000 枚、②10,000 枚			
使 用 時 期	①令和7年6～9月(広報啓発のための夏季イベント出展時) ②本大会開催期間(令和 7 年 10 月 5 日～7 日)			
使 用 場 所	①町内を中心とした各種イベント会場 ②各競技会場に設置する案内所など			
使 用 者	①町民など ②一般観覧者			
協 賛 者 名 の 表 示	○			
協 賛 物 品 の 用 途	①両大会の広報啓発、 ②心のこもったおもてなし			
環境負荷に配慮して 製作できる可能性	○			
最 小 ロ ッ ト	100 枚～			
金 額 (目 安) (数量は、製品の仕様や規格より増減する場合があります。)	ポリコンパクトうちわ エコマーク骨 両面 4 色カラー	数量(本)	単価(円)	金額(円・税別)
		100	160	16,000
		200	100	20,000
		300	90	27,000
		500	80	40,000
		1,000	60	60,000
協賛物品のイメージ				
備 考	納品希望時期:①随時、②令和7年8月頃			

No.5

項 目		概 要			
協 賛 物 品 名		クリアファイル			
必 要 数 量		1,500 枚			
使 用 時 期		本大会開催期間(令和 7 年 10 月 5 日～7 日)			
使 用 場 所		競技会場(愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド)内受付など			
使 用 者		一般観覧者			
協 賛 者 名 の 表 示		○			
協 賛 物 品 の 用 途		両大会の広報啓発			
環境負荷に配慮して 製作できる可能性		○			
最 小 ロ ッ ト		100 枚			
金 額 (目 安) (数量は、製品の仕 様や規格より増減す る場合があります。)			数量(個)	単価(円)	金額(円・税別)
		クリアファイル A4 フルカラー エコ素 材	100	600	60,000
			300	220	66,000
			500	150	75,000
			1,000	90	90,000
	1,500	75	112,500		
協賛物品のイメージ					
備 考	納期希望時期:令和7年8月頃				

No.6

項 目		概 要		
協 賛 物 品 名		不織布バッグ		
必 要 数 量		1,500 枚		
使 用 時 期		～令和 7 年 10 月(広報啓発のためのイベント出展時、夏季を除く)		
使 用 場 所		町内の各種イベント会場		
使 用 者		町民など		
協 賛 者 名 の 表 示		○		
協 賛 物 品 の 用 途		両大会の広報啓発		
環境負荷に配慮して 製作できる可能性		○		
最 小 ロ ッ ト		100 個～		
金 額 (目 安) (数量は、製品の仕 様や規格より増減す る場合があります。)	再生不織布スク エアート エコマーク付 プリント 1 色	数量(個)	単価(円)	金額(円・税別)
		100	300	30,000
		300	250	75,000
		500	240	120,000
		1,000	220	220,000
		1,500	220	330,000
協賛物品のイメージ				
備 考	納期希望時期:随時			

No.7

項目	概要			
協賛物品名	のぼり旗			
必要数量	200本			
使用時期	本大会開催期間(令和7年10月5日~7日)			
使用場所	競技会場(愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド)の周辺			
使用者	選手・監督、チーム関係者、一般観覧者など			
協賛者名の表示	○			
協賛物品の用途	心のこもったおもてなし			
環境負荷に配慮して 製作できる可能性	○			
最小ロット	10枚			
金額(目安) (数量は、製品の仕様 や規格より増減する 場合があります。)	のぼり旗 バイオポンジ	数量(枚)	単価(円)	金額(円・税別)
	45×180cm	10	1,500	15,000
		50	900	45,000
		100	900	90,000
		200	850	170,000
		300	850	255,000
	60×180cm	10	1,600	16,000
		50	1,200	60,000
		100	1,200	120,000
		200	1,150	230,000
		300	1,150	345,000
	のぼり用ポール	1本	500	500
協賛物品のイメージ				
備考	納期希望時期:令和7年8月頃			

その他の希望物品等

No.	協賛物品名	想定される使用ケース	協賛者名の表示
8	ポスターや掲示物などの作成・設置	・町民向けの広報啓発として、商業施設内などにポスターを掲示していただく ・来町する選手等のおもてなしとして、街頭看板などで装飾を行っていただく	○
9	広告	・町民向けの広報啓発として、テレビやラジオ CM, 情報番組の特集枠をご提供いただく ・町民向けの広報啓発として、雑誌やフリーペーパーの広告枠や特集枠をご提供いただく	○
10	選手等へのおもてなしの取組	・宿泊施設などで、選手等へのおもてなしとして、お菓子などを無償配布していただく	○
11	アンケート謝礼、キャンペーン賞品	・町実行委員会の実施するアンケートの謝礼や、広報キャンペーンの賞品として、自社製品を提供していただく	○

企業協賛に関するお問い合わせ先

〒529-1234

滋賀県愛知郡愛荘町安孫子 825 愛荘町役場 秦荘庁舎2階

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局

(愛荘町役場 秦荘庁舎 国スポ・障スポ開催準備室) 担当: 生田

電話 : 0749-37-8055 FAX : 0749-37-4192

E-Mail : kokusupo@town.aisho.lg.jp

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
愛荘町遺失物・拾得物取扱要項

1 趣旨

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ」において、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が管理する競技会場、練習会場および駐車場等で、遺失物および拾得物の届出があった場合の取扱いについて、遺失物法（平成18年法律第73号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 取扱いおよび保管

- (1) 遺失物および拾得物の届出先は、競技会場の第79回国民スポーツ大会実施本部（以下「実施本部」という。）が運営する案内所とし、実施本部受付案内係（以下「受付案内係」という。）が受付業務および一時保管業務を行う。
- (2) 受付案内係は、その日の業務終了までに拾得物の落とし主が判明しない場合は、当該拾得物を競技会場の実施本部総務係（以下「会場総務係」という。）へ引き継ぐ。
- (3) 会場総務係は、引き継いだ拾得物を盗難、紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所へ保管する。ただし、貴重品については、速やかに実行委員会へ引き継ぐものとする。
- (4) 競技会終了後の遺失物および拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は拾得物受理書（様式第1号）に必要事項を記入の上、拾得者に対して拾得物受理書（控え）（様式第2号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第3号）および拾得物閲覧簿（様式第4号）に記入し、拾得物閲覧簿を閲覧に供する。この場合において、拾得物に拾得物個票（様式第5号）を貼付し、受付案内係で一時保管する。
- (2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第6号）の提出を受け、遺失者に対し、遺失物届出書（控え）（様式第7号）を交付するとともに遺失物一覧簿（様式第8号）に記入のうえ、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がない場合は、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還および拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第9号）を作成し、署名を受ける。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第10号）を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受ける。
- (3) 拾得者が報労金請求権等を取得した場合は、実行委員会が拾得物返還通知書（様式第11号または様式第12号）を作成し、拾得者に通知する。

5. 拾得物の引継ぎおよび警察署への提出等

- (1) 会場総務係は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を実行委員会に引き継がなければならない。ただし、会場総務係は、拾得の翌日から起算して7日以内に所轄警察署に引き継ぐ必要があるため、この時期を失しないように留意する。
- (2) 実行委員会は、会場総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から起算して7日以内に、拾得物届出書（様式第13号）を添えて所轄警察所に引き継ぐ。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を所轄警察署に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いに関して必要な事項は別に定める。
- (2) 本町で開催するアーチェリー競技リハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和6年3月5日から施行する。

拾得物受理書

受理番号	第 号											
受理日時	年 月 日 () 時 分											
拾得日時	年 月 日 () 時 分頃											
拾得場所												
拾得者	住所	〒										
	氏名	フリガナ	電話	自宅		日中連絡先						
物件	現金	総額	金額内訳									
			金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		5,000円		2,000円		1,000円		500円	
			100円		50円		10円		5円		1円	
	物品	種類	特徴等(形状・模様・材質等)								点数	
権利放棄の意思	上記の物件に対する ☐ 一切の権利を放棄します。 ☐ 費用を請求する権利を放棄します。 ☐ 報労金の請求権を放棄します。 ☐ 所有権を取得する権利を放棄します。 ☐ 権利を放棄しません。											
	年 月 日 わたしSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会 会長 様 拾得者氏名 (自署)											
氏名等告知の同意		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 ☐ 有 ☐ 無										
拾得物返還通知書の希望		拾得物件を遺失者に返還した旨の通知を受けることの希望 ☐ 有 ☐ 無 ※一切の権利を放棄する場合以外に記入										
拾得者の権利		☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権										
備考		上記の物件を預かりました。 年 月 日 わたしSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会 会長 様 拾得物取扱担当者氏名 (自署) ※拾得物取扱担当者氏名がないものは無効										

※太枠線部分は、原則、拾得者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

拾得物受理書(控え)

※当該拾得物が警察署に届けられた後、警察署から拾得者様宛に拾得物の通知をする場合があります。

受理番号		第 号										
受理日時		年 月 日 () 時 分										
拾得日時		年 月 日 () 時 分頃										
拾得場所												
拾得者	住所	〒										
	氏名	フリガナ				電話		自宅		日中連絡先		
物件	現金	総 額		金 額 内 訳								
			金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		5,000円		2,000円		1,000円		500円	
			100円		50円		10円		5円		1円	
	物 品	種 類	特徴等(形状・模様・材質等)								点 数	
権利放棄の意思	上記の物件に対する ☐ 一切の権利を放棄します。 ☐ 費用を請求する権利を放棄します。 ☐ 報労金の請求権を放棄します。 ☐ 所有権を取得する権利を放棄します。 ☐ 権利を放棄しません。											
	わたし SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会 会長 様 拾得者氏名 _____ (自署)											
氏名等告知の同意		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 ☐ 有 ☐ 無										
拾得物返還通知書の希望		拾得物件を遺失者に返還した旨の通知を受けることの希望 ☐ 有 ☐ 無 ※一切の権利を放棄する場合以外に記入										
拾得者の権利		☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権										
備 考		上記の物件を預かりました。 年 月 日 わたし SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会 会長 様 拾得物取扱担当者氏名 _____ (自署) ※拾得物取扱担当者氏名がないものは無効										

注意事項

- 1 この拾得物受理書(控え)は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会(以下「実行委員会」という。)および所轄警察署から通知があった場合、確認に必要ですから紛失しないように大切に保管してください。
- 2 拾得者は、物件の交付、提出または保管に要した費用がある場合、その費用を請求する権利があります。(権利放棄された方は該当しません。)
- 3 拾得者は、拾得物の評価額5～20%の2分の1の範囲内で報労金を受け取ることができます。(権利放棄された方は該当しません。)
- 4 遺失者がわからないときは、翌日から7日以内に実行委員会から所轄警察署へこの物件を提出します。なお、所轄警察署への提出後、さらに3箇月を経過しても遺失者がわからないときは、あなたが所有権を取得できます。(権利放棄された方は、該当しません。)
ただし、個人情報の記録された物件については、所有権を取得することはできません。
- 5 詳細につきましては、所轄警察署へ問い合わせてください。
あなたがこの物件を受け取ることができる期間は、実行委員会が所轄警察署へ届出した翌日から3箇月を経過した日から2箇月です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、ご注意ください。
- 6 所轄警察署は以下のとおりです。

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
東近江警察署	527-0023	東近江市八日市緑町 26 番 18 号	0748-24-0110

拾得物一覽簿

受理 番号	受理日時 年 月 日 時 分	拾得日時 年 月 日 時 分	拾得場所	物件（種類および特徴等）			拾得取扱担当者氏名 返還取扱担当者氏名	備 考
				現 金	物 品	形状・模 様・材質等		
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分					1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分					1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分					1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分					1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分					1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ	

拾得物閲覧簿

受理 番号	記載日 年 月 日	拾得日時 年 月 日 時 分頃	拾得場所	物 件		備 考
				現 金	物 品	
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				

(様式第5号)

拾得物個票		
受理番号	第 号	
受理日時	年 月 日 時 分頃	
拾得日時	年 月 日 時 分頃	
拾得者		
物 件	現 金	
	物 品	
拾 得 取 扱 担当者氏名		

遺失物届出書

届出番号		第 号			
届出日時		年 月 日 () 時 分			
遺失日時		年 月 日 () 時 分頃			
遺失場所					
遺失者	住所	〒			
	氏名	フリガナ	電話	自宅 日中連絡先	
物件	現金	(総額) 円			
	物品	種類	特徴(形状・模様・材質等)	点数	
備考					
上記の旨について、誤りがないことに同意します。 年 月 日 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会 会長 様 署名 (自署)					

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

※拾得物一覧簿(様式第3号)と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るように説明すること。

拾得物一覧簿(様式第3号)に該当する物件があった場合			
返還取扱担当者氏名		拾得物受理番号	第 号
処 理	☐ 遺失者本人に連絡	年 月 日 時 分	
	☐ 遺失者に返還(郵送の場合は着払い)	年 月 日 時 分	
拾得者の氏名等告知 の同意がある場合	☐ 拾得者の氏名等告知	年 月 日 時 分	
拾得者が権利を放 棄しない場合	☐ 拾得者の権利説明	年 月 日 時 分	
	☐ 拾得者への返還通知書の送付	年 月 日 時 分	

(様式第7号)

遺失物届出書(控え)

届出番号		第 号			
届出日時		年 月 日 ()		時 分	
遺失日時		年 月 日 ()		時 分頃	
遺失場所					
遺失者	住所	〒			
	氏名	フリガナ	電話	自宅	
				日中連絡先	
物件	現金	(総額) 円			
	物品	種類	特徴(形状・模様・材質等)	点数	
備考					
上記の旨について、誤りがないことに同意します。					
年 月 日					
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会 会長 様					
著名 (自署)					

遺失物一覽簿

届出 番号	届出日時 年 月 日 時 分	遺失日時 年 月 日 時 分	遺失場所	物件 (種類および特徴等)			受理取扱担当者氏名	備考
				現金	物品	形状・模様・材質等		
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ

遺失物受領書

拾得物受理番号		第 号	
拾 得 物 件	現 金	金 _____ 円	
	物 品	種 類	特徴等 (形状・模様・材質等)
上記の物件を受領しました。 年 月 日 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会 会長 様 住 所 〒 _____ 氏 名 _____ 電 話 _____ (自署) () _____			
返還時本人確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 個人番号カード ☐ その他 ()		
返還取扱担当者氏名			

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

(様式第 10 号)

年 月 日

わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ愛荘町実行委員会
会長 様

委 任 状

【代理人 (受取りに来られる方)】

住 所 〒

氏 名

委任者との関係

わたしは上記を代理人と定め、遺失物の受取りおよび拾得者への氏名・住所・

電話番号の告知の同意に係る一切の権限を委任します。

【委任者 (頼む方)】

住 所 〒

氏 名

_____ 印

電 話 番 号

_____ () _____

(様式第 11 号)

愛教委国障ス第 号
年 月 日

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会
会長

拾 得 物 返 還 通 知 書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理番号 ）は、
年 月 日に遺失者へ返還しましたので通知いたします。
なお、遺失物法の規定によるあなたの権利等については下記のとおりです。

記

該当の有無	権 利	内 容	備 考
☐	費 用	物件の交付、提出または保管に要した費用がある場合、その費用を請求できます。	(※) 物件が遺失者に返還された後1箇月を経過したときは、請求することができません。
☐	報労金	物件の価格5%から20%の2分の1の範囲内に相当する額の報労金を請求できます。	
	所有権	所管警察署へ物件を提出後、3箇月を経過しても遺失者が判明しない場合、その所有権を取得できます。	遺失者が判明したため、取得できません。
☐	権利の放棄、喪失等により、いずれの権利もありません。		

※遺失者に対し、速やかにあなたへ支払いをするよう説明してあります。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会
所在地 : 〒529-1234
滋賀県愛知郡愛荘町安孫子 825 番地
電話番号 0749-37-8055

(様式第 12 号)

愛教委国障ス第 号
年 月 日

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スが愛荘町実行委員会
会長

拾 得 物 返 還 通 知 書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理番号 ）は、
年 月 日に遺失者へ返還しましたので通知いたします。
なお、遺失物法の規定によるあなたの権利等については下記のとおりです。

記

該当の有無	権 利	内 容	備 考
☐	費 用	物件の交付、提出または保管に要した費用がある場合、その費用を請求できます。	(※) 物件が遺失者に返還された後1箇月を経過したときは、請求することができません。
☐	報労金	物件の価格5%から20%の2分の1の範囲内に相当する額の報労金を請求できます。	
☐	所有権	所管警察署へ物件を提出後、3箇月を経過しても遺失者が判明しない場合、その所有権を取得できます。	遺失者が判明したため、取得できません。
☐	権利の放棄、喪失等により、いずれの権利もありません。		

※氏名等の告知に同意されていないため、遺失者に対して、あなたの氏名等を告知しておりません。この通知を受けて、あなたが、あなたの氏名等を遺失者に告知することに同意できる場合は、以下の連絡先までご連絡ください。

わたSHIGA輝く国スポ・障スが愛荘町実行委員会
所在地 : 〒529-1234
滋賀県愛知郡愛荘町安孫子 825 番地
電話番号 0749-37-8055

年 月 日

拾得物届出書

東近江警察署長 様

住 所 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子825番地

事務所名 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会

代表者名 会長

担当者名 事務局

電話番号 0749-37-8055

以下の物件を拾得したので届け出ます。なお、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会は一切の権利を放棄します。

拾得受理 番号	物件の種類および特徴等		拾得者の氏名・住所等	権利等	取得および交付日時・場所		備 考
	現金 (内訳)	物品					
	(内訳) 円 × 円 × 円 × 円 ×	円 円 円 円 円	■氏 名 ■住 所 ■電 話 ()	☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 無権 権利放棄 ☐ 一切 ☐ 報労金 ☐ 所有権 ☐ 費用請求権 氏名等告知の同意 ☐ 有 ☐ 無	■拾得日時 年 月 日 時 分 ■拾得場所 ■交付日時 年 月 日 時 分 ■交付場所		
	(内訳) 円 × 円 × 円 × 円 ×	円 円 円 円	■氏 名 ■住 所 ■電 話 ()	☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 ☐ 無権 権利放棄 ☐ 一切 ☐ 報労金 ☐ 所有権 ☐ 費用請求権 氏名等告知の同意 ☐ 有 ☐ 無	■拾得日時 年 月 日 時 分 ■拾得場所 ■交付日時 年 月 日 時 分 ■交付場所		

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
愛荘町保険加入要項

1 趣旨

この要項は、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会」（以下「大会」という。）において、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が加入する保険について、必要な事項を定めるものとする。

2 契約の相手方

実行委員会は、直接または社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会（以下「社協」という。）を通じて、損害保険会社と当該保険契約を締結する。

3 補償内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険および傷害保険に加入するものとし、事故の種別に応じた補償内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）損害賠償責任保険

大会期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故の補償に係る保険をいう。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場等の施設および会場内外に設置する看板、仮設物等、実行委員会が所有もしくは管理するものの不備または運営上の過失から第三者の生命、身体または所有物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

	1 名	1 事故	保険期間中
対人	1 億円	1 億円	3 億円
対物	—	1 億円	3 億円

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等に従事する医師等の業務に起因して、第三者の生命または身体に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

	1 名	1 事故	保険期間中
対人	1 億円	1 億円	3 億円

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

	1 名	1 事故	保険期間中
対人	3, 000 万円	3 億円	3 億円

エ 受託者賠償事故

実行委員会が借り受けた器具等を滅失、破損、汚損もしくは紛失し、または

盗取もしくは詐取されたことなどにより、貸主に法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

	1 事故	保険期間中
対物	時価	時価総額

オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の偶然の事故に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

	1 名	1 事故	保険期間中
対人・対物共通	5 億円	5 億円	—

(2) 傷害保険

被保険者が、大会の開催準備業務もしくは運営業務に従事しているとき、または当該業務に従事するため自宅もしくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上および会場間の移動中に発生した偶発の事故により、生命または身体に生じた損失の補償に係る保険をいう。

被保険者	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
大会役員	2, 500 万円	5, 000 円	3, 000 円
競技会役員			
競技役員			
競技補助員			
一般観覧者			
医師	1 億円	30, 000 円	10, 000 円
看護師	3, 000 万円	10, 000 円	5, 000 円
競技会補助員	1, 040 万円	6, 500 円	4, 000 円

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、原則として保険の対象外とする。

(1) 損害賠償責任保険

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害保険

- ア 被保険者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 被保険者自身の疾病および心神喪失による事故
- エ 被保険者の自殺行為および犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 競技会係員は、事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（様

式第1号)を提出するものとする。

- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理したときは、速やかにその旨を当該保険契約の相手方に連絡し、所定の手続きを行わなければならない。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、当該保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款および特約条項の規定によるものとする。
- (2) リハーサル大会における保険加入についても、必要に応じてこの要項を準用する。

事故報告書

年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
愛荘町実行委員会会長 様

報告者 所属：_____

氏名：_____

事故発生日時	年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	有 ・ 無 【撮影者氏名】
所有者	住所	
	氏名	
	電話番号	

【傷害事故の場合】

処置記録兼診療依頼書発行番号		
負傷者	参加区分 (該当を○で囲む)	選手 ・ 監督 ・ 役員 ・ 競技補助員 競技会補助員 (ボランティア) ・ 一般観覧者 ・ 医師 看護師 ・ その他 ()
	住所	
	氏名等	(年齢： 歳、性別： 男 ・ 女)
	電話番号	
	親権者氏名	※18歳未満の子が負傷した場合のみ記入
医療機関	名称	
	住所	
	電話番号	
	担当医師	
傷害内容	傷病名	
	症状・程度など	

第63回近畿高等学校アーチェリー選手権大会（リハーサル大会） おもてなしエリア基本方針

■日 程

令和6年7月20日（土）～21日（日）10時から15時まで

■会 場

愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド

■実施目的

リハーサル大会の会場内にスポーツや健康づくりに親しむコンテンツを設定することで、生涯スポーツへの関心から国スポ・障スポへの関心へと機運を醸成するものである。

■ターゲット

子ども、子どもがいる世帯

■内容案

①体験ブースの設置

子どもを中心に生涯スポーツに親しむ機会を提供する。

例：アーチェリー体験ブース

ニュースポーツ体験ブース（モルック・ボッチャ）

アーチェリー版ストラックアウト

②物産ブースの設置

例：キッチンカーを含めた物産コーナー

ドリンクコーナー

③前回大会「びわこ国体（昭和56年大会）」写真展

びわこ国体と同会場であることから、びわこ国体と現在とが比較できるような写真展の開催

④健康・体力テストの実施

健康：血管年齢や骨密度測定など

体力：握力・上体おこし・反復横とびなど

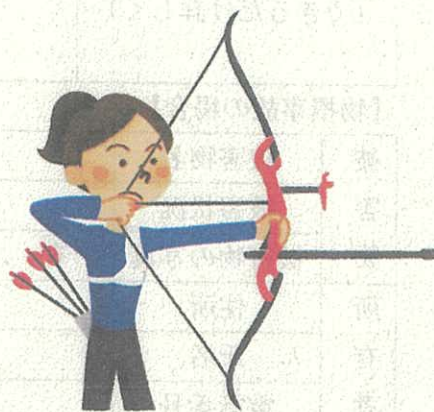
⑤子どもたちによるパフォーマンス

ダンスや太鼓演奏等、身体を使ったパフォーマンス発表の場

⑥わたSHIGA輝く国スポ・障スポ500日前企画「イベント周遊スタンプラリー」

スポーツ・健康（食含む）がテーマの県内イベントを周遊する、滋賀県・県内市町連携企画

※現在、期間や周遊ポイントなども含め企画検討中



都道府県別応援サポーター制度創設について

前回大会「びわこ国体（昭和 56 年大会）」では、選手等を地域で民泊してもらうことで、大会の機運醸成、盛り上がりが一層高まったと予想される。

今回の大会において、地域等が大会に関わるきっかけづくりと町全体の機運を醸成する観点から、アーチェリー競技に参加する都道府県別の応援サポーター制度を創設するもの。

① 手作り応援のぼり旗の制作

県・市町共同購入の手作りのぼり旗を活用し、住民や各種団体等の協力を得て、出場する各都道府県の選手等への応援・エールとなる手作りのぼり旗を制作。競技会場およびその周辺に掲示することで、選手等と地域との交流や大会の機運醸成を図るものである。

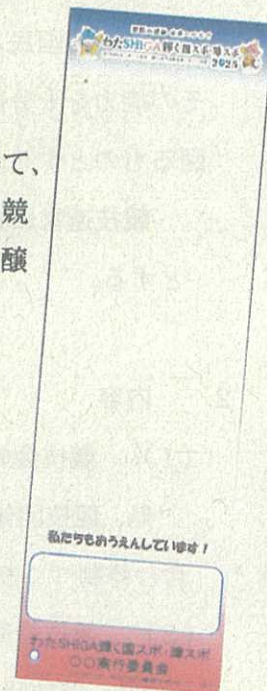
制作依頼先：今後調整

制作依頼時期：令和 6 年 8 月頃

※県・市町共同購入の手作りのぼり旗を発注する場合、最短で納品が令和 6 年 7 月頃となるため

納品期限：令和 7 年 3 月頃

その他：都道府県は国スポ・障スポ愛荘町実行委員会が指定する（希望は受け付けない）。



② 応援メッセージ動画の上映

都道府県別の応援メッセージ動画を本大会会場ならびにわたしのSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会公式SNSにて上映・投稿する。

応援メッセージ動画は公募により受け付ける。

※町内の関係団体等には別途協力を要請する予定。

※なお、都道府県は国スポ・障スポ愛荘町実行委員会が指定する（希望は受け付けない）。

公募予定時期：令和 6 年 8 月～令和 7 年 1 月

都道府県決定の連絡：令和 7 年 2 月

動画受付期間：令和 7 年 3 月～令和 7 年 5 月

動画上映場所：競技会場

わたしのSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会公式SNS

動画の内容：動画の時間は 30 秒以内で、指定された都道府県の選手等に向けてその土地の方言等を使った応援やエールを行う内容であること（MP4 ファイル形式）。

投稿者のPRになる動画は認めない（団体名・所属名のみ可）。

公募対象：町内で活動する各種団体等（個人による投稿は要相談）

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会

愛荘町競技運営基本計画

1 目的

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会の競技会については、参加する選手がその能力を十分に発揮できるよう、県、競技団体、関係団体等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るものとする。

競技運営に必要な用具等については、既存のものを活用するなど、効率的な競技運営に努めるものとする。

2 内容

(1) 競技会の運営

県、競技団体、関係団体等と連携を図り、多岐にわたる業務を円滑に運営できるよう、町民参加を含む体制づくりを行う。

(2) 競技役員等の編成

県、競技団体等と十分協議の上、適正な配置を行う。

(3) 競技会場および練習会場の確保、整備

県、競技団体、施設管理者等と綿密な協議の上、計画的かつ効率的に行う。

(4) 競技用具の整備

県、競技団体、施設管理者等と十分な協議の上、既存の用具を活用、又は借用するなど競技運営に支障のないよう、計画的かつ効率的に行う。

(5) 競技記録の収集および速報

県、競技団体、関係団体等と連携を図りながら、迅速かつ正確に処理できる体制づくりを行う。

(6) リハーサル大会の開催

競技会運営能力の向上を図るとともに、両大会に対する町民の機運醸成を図るため、県、競技団体、関係団体等と協力して開催する。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会

愛荘町施設整備基本計画

1 目的

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会の施設整備については、国民スポーツ大会競技施設整備基準に基づき、競技運営に支障のないよう、また、既存施設の有効活用に努めるとともに大会終了後の町民等の施設利用も視野に入れた整備を行うものとする。

2 内容

(1) 競技施設の整備

競技施設の整備については、競技運営に支障のないよう、県、競技団体、施設管理者等と十分な協議の上、できる限り既存施設を活用し、仮設での対応を含め、最小限の整備にとどめる。

(2) 練習会場の整備

練習会場の整備については、県、競技団体、施設管理者等と十分な協議の上、できる限り既存施設を活用する。

(3) 臨時仮設物の整備

競技施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県、競技団体、施設管理者等と十分な協議の上で整備する。

(4) 仮設給排水施設の整備

仮設トイレ、仮設テント等を整備する場合に仮設給排水施設が必要と認められる箇所については、施設管理者等と十分な協議の上で整備する。

(5) 臨時駐車場の整備

競技会場の周辺等に大会関係者や一般観覧者の駐車場を確保するため、必要に応じて臨時駐車場を整備する。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会

愛荘町式典運営基本計画

1 目的

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会の式典については、大会参加者への歓迎や賞賛を表すものとし、県、競技団体、関係団体等と十分に協議し、創意工夫をこらした温かみのある式典とする。

2 内容

(1) 競技会開始式

競技会開始式は、実施の有無を競技団体等と協議し、実施する場合にあっては、競技の運営に支障のないよう、簡素化に努めるものとする。

(2) 表彰式

表彰式は、競技団体等と協議、協力して実施するものとし、入賞者が競技会に参加した多くの人々と喜びや感動を分かち合えるような競技会の閉式にふさわしいものとする。

3 その他

(1) この計画に定めるもののほか、大会に関するその他の式典については、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会委員会（以下「県実行委員会」という。）が主体となって実施する。

(2) 第 24 回全国障害者スポーツ大会における式典については、県実行委員会が主体となって実施する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

愛荘町リハーサル大会開催基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会に備え、リハーサル大会の開催に当たっては、県、競技団体、関係機関、関係団体等と連携し、競技会運営能力の向上を図るとともに、町民の大会に関する関心を高め、おもてなしの心で迎える機運の醸成につなげる。

2 リハーサル大会の選定

リハーサル大会は、県および競技団体との協議により選定する。

3 リハーサル大会の運営

リハーサル大会の運営は、原則として大会に準じて実施するものとし、目的や実情に応じて必要最小限の経費で、創意工夫を凝らした質の高い効率的な大会運営に努める。

4 内容

(1) 実施本部の設置

リハーサル大会の運営が円滑に進むよう、大会実施本部を設置する。

(2) 競技運営

ア 競技運営の主管は、競技団体とし、合理的かつ効率的な運営に努める。

イ 競技記録の収集および速報については、迅速かつ正確に処理できる体制づくりを行う。

(3) 施設

リハーサル大会で使用する施設は、本大会で使用する会場を充てることを原則とし、できる限り本大会と同じ条件により行う。

(4) 競技物品

大会に必要な競技物品については、既存物品を活用することとし、不足する場合は借用での対応を基本とする。物品を新たに購入する場合は、必要最小限とする。

(5) 式典

開・閉会式および表彰式は、競技団体等と協議の上、必要に応じて競技運営に支障のないよう実施する。

(6) 広報・町民協働

大会に対する町民の関心や理解を深め、町民総参加の機運醸成を図るため、各種広報活動や町民運動を展開する。

(7) 歓迎・おもてなし

リハーサル大会参加者や一般観覧者等を温かく迎えるため、必要に応じて、競技、宿泊、交通、観光、物産等の情報発信や提供、歓迎装飾や案内所、休憩所、売店等を設置する。

(8) 宿泊

リハーサル大会参加者が開催期間中、十分な活躍ができるよう、関係機関等の協力を得て、快適な宿泊環境の提供に努める。

(9) 医事・衛生

リハーサル大会参加者及び一般観覧者の傷病に速やかに対処するため、関係機関等の協力を得て医療救護体制を整えとともに清潔で快適な環境整備に努める。

(10) 輸送・交通

リハーサル大会参加者等の輸送については、既存の公共交通機関を利用するが、公共交通機関の状況や競技の特殊性等を勘案し、必要に応じて計画輸送を行う。

(11) 警備・消防防災

競技会場や大会関係施設における治安の確保や非常時における緊急対策を講じるため、警察、消防及びその他関係機関と連携し、迅速に対応できるよう努める。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会愛荘町医事・衛生基本計画

1 目的

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関・団体等の協力を得ながら、食品衛生および環境衛生に配慮するとともに、防疫対策および医療救護体制を確立する。

2 内容

(1) 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び医療機関への移送等、医療救護体制を整える。

(2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に対する意識の向上を図る。

(3) 食品衛生

大会参加者等の食の安全、安心を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、宿舍および食品取扱施設の指導に努めるとともに、食品衛生に対する意識の向上を図る。

(4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等はもとより、広く町民の協力を得て、宿舍の衛生対策、廃棄物の適切な処理、衛生害虫等の駆除、飲料水による事故の防止に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会愛荘町宿泊基本計画

1 目的

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SH I G A 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者（以下「大会参加者等」という。）を温かくお迎えし、県、宿泊施設に係る関係団体との連携により、安全で快適な環境を整えるとともに、より多くの方々の受入れができる効率的な配宿体制を確立する。

2 内容

(1) 宿泊

- ① 大会参加者等の宿泊施設は、原則として町内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- ② 町内の旅館等で大会参加者等の収容が困難な場合は、県、関係機関・団体等と協議のうえ、近隣市町の旅館等を利用する。（広域配宿）
- ③ 風紀上、衛生上および安全対策上支障があると認められる旅館等は利用しない。

(2) 配宿

- ① 宿泊施設の選定に当たっては、競技会場への距離や交通事情を考慮し、競技運営に支障が無いよう十分に配慮する。
- ② 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技種別及び男女別を考慮して行う。
- ③ 役員、視察員、報道員その他の関係者の配宿は、原則として選手・監督の旅館等とは別にする。
- ④ 町内の旅館等では大会参加者の宿泊施設が不足し、近隣市町の旅館等を宿舎として利用する場合、県と協議して行う。

(3) 宿泊料金

大会参加者等の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

(4) 食事

大会参加者等に提供する食事は、衛生面や栄養バランスを考慮するとともに、地元の食材を多く取り入れた郷土色豊かなものとする。

第 79 回国民スポーツ大会愛荘町愛荘町医療救護対策要項

1 趣旨

この要項は、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会愛荘町医事・衛生基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護対策を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師等を置く。

(3) その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）、担架等を配備する。

4 医療救護体制

(1) 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて救急自動車の出動依頼を行い、医療機関に移送する。

(2) 練習会場における医療救護

練習会場に医療品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

(3) 炬火イベント等における医療救護

町内における炬火イベント等の開催に際しては、必要に応じて医療救護を実施する。

(4) 宿舎における医療救護

国スポ参加者等が、宿舎において発病若しくは負傷した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介、又は救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本町実施本部に連絡する。また、町実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

(5) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

(6) 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

5 その他

(1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における医療救護の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和5年10月1日から施行する。

第 79 回国民スポーツ大会愛荘町食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会愛荘町医事・衛生基本計画」に基づき、「第 79 回国民スポーツ大会」（以下「国スポ」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、町民、国スポ参加者等に食品衛生に関する意識の向上及び食品の衛生的取扱いの向上を図る。

(2) 食品衛生管理の強化

関係機関、団体等の協力を得て、宿泊施設、弁当調整施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売に対して、食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保および食品衛生の向上を図る。

(3) 健康管理

関係機関、団体等の協力を得て、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底および病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

(4) 食中毒発生時の対応

国スポ参加者に食中毒患者が発生した場合は、被害拡大を防止するため、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 愛荘町で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和5年10月1日から施行する。

第79回国民スポーツ大会愛荘町弁当調製施設選考基準

1 目的

この基準は、第79回国民スポーツ大会愛荘町開催競技において、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が提供する弁当の調製施設の選考を行うために必要な事項を定めるものとする。

2 大会に対しての理解と協力

大会に理解があり、実行委員会が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

3 弁当調達体制

弁当調達業務の運営に万全を期するため、実行委員会または実行委員会が指定する弁当業務代行事業者と指定弁当調製施設間相互において円滑な業務の連携が可能であること。

4 対象施設

- (1) 町税の滞納がないこと。
- (2) 製造所が食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (3) 愛荘町内に本社又は製造所を有している業者であること。ただし実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (4) 愛荘町暴力団排除条例第2条第1号から第2号の暴力団及び暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者ではないこと。

5 施設の衛生管理

- (1) 選考時点において、過去3年間に食中毒発生の事故歴がないこと。
- (2) 食品衛生監視票の提出が可能であること。
- (3) HACCPの概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営及び整備が食品衛生法及び施設所在地の食品衛生関係条例等に基づき適正になされている施設であること。
- (4) 検食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (5) 検便は食品に直接接触する作業に従事する者（容器包装に入れられた食品を取り扱う作業のみ従事する者を除く）に対し、競技会開催前の1ヶ月以内に以下の項目について実施すること（赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌及びノロウイルス（勧奨））。
- (6) 食品賠償保険等に参加していること。
- (7) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

6. 施設の調製能力

- (1) 大会時の提供可能数が、1回80食以上であること。
- (2) 前日午後6時までの受注に対し、消費期限を当日の午後2時までに設定した弁当を午前11時までの納入が可能であること。
- (3) 単価に応じた調製が可能であること。
- (4) 愛荘町の特色を活かした弁当の調製が可能であること。
- (5) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- (6) 実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- (7) メニューの日替わりを2日分用意できること。
- (8) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

7. 施設の対応能力

- (1) 冷蔵車等による適切な温度管理のできる車両による配達が可能であること。ただし、弁当調整施設の指定にかかる必須項目ではないが、本事項が対応可能な施設を優先して発注することとする。
- (2) 弁当付属品として、実行委員会の指示に沿ってお茶、割り箸、お手拭き及び持ち運び用袋等の提供ができること。
- (3) 実行委員会が指定する日時及び場所に搬入できること。
- (4) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等による表示ができること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 原材料名（アレルゲン、原料米の産地等の表示を含む。）
 - ウ 添加物（アレルゲンを含む。）
 - エ 消費期限（時刻まで表示）
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名
 - キ その他食品表示関係法令により規定される表示
 - ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
 - ケ 持ち帰りを禁止する表示
 - コ その他実行委員会が指示する表示
- (5) 実行委員会が指定する日時に弁当献立、試食弁当及び写真の提供が可能であること。
- (6) 荒天等により大会が変更又は中止になった場合、実行委員会の指示に基づく対応ができること。
- (7) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

8. その他

- (1) この基準に定めるもののほか、必要な場合には別途協議をして定める。
また、この選考基準では条件を満たすことが困難な場合、別途協議をして選考基準を変更することができる。
- (2) リハーサル大会における弁当調製についても、必要に応じてこの基準を準用する。

第79回国民スポーツ大会愛荘町弁当調製施設募集要領

1 目的

この要領は、わた SHIGA 輝く国スポ愛荘町開催競技において、大会関係者等の昼食を手配する弁当調製施設の募集を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容

昼食弁当の調製、会場への配達

3 応募要件

第79回国民スポーツ大会愛荘町弁当調製施設選考基準を満たすこと。

4 応募方法

次の書類を「8 提出・問い合わせ先」まで郵送または持参により提出すること。

- (1) 誓約書兼承諾書（様式第1号）
- (2) 食品衛生監視票の写し（応募日以前1年以内のもの）
- (3) 営業許可証の写し
- (4) 町税の完納証明書
- (5) 食品賠償保険証の写し

5 募集期間

令和6年3月18日（月）から令和6年4月30日（火）まで

持参の場合は午前8時30分から午後5時15分まで（※土曜日、日曜日、祝日は除く）、
郵送の場合は締切日必着。

6 選定方法

提出された誓約書兼承諾書等に基づき審査を行い、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が弁当調製施設を選考する。選考の結果は、応募のあった全事業者あてに文書で通知する。

7 その他

- (1) 各様式は実行委員会のホームページからダウンロードすること。
- (2) 書類の郵送費用等応募に要する費用は応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、必要に応じて複写することがあるが実行委員会の弁当調製業務に限り使用する（食品衛生指導、税の滞納調査のため関係機関にその写しを提供する場合がある。）。なお、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供又は開示しない。
- (4) 弁当調製施設として選定された場合でも、発注を確約するものではない。
- (5) 数量及び配達場所については、実行委員会の指示によるものとする。

8 提出・問い合わせ先

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会事務局

(愛荘町教育委員会 国スポ・障スポ開催準備室 : 役場秦荘庁舎2階)

担当: 浦部

TEL: 0749-37-8055 FAX: 0749-37-4192

E-mail: kokusupo@town.aisho.lg.jp

第 79 回国民スポーツ大会愛荘町弁当調達実施要項

1 趣旨

この要項は、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会愛荘町宿泊基本計画」に基づき、愛荘町で開催される「第 79 回国民スポーツ大会」（以下「国スポ」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関、団体等の協力を得て、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、弁当調達計画を作成する。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 幹旋弁当 選手、監督、視察員及び報道員に幹旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、幹旋弁当については国スポ開催期間（公式練習日を含む。）とし、支給弁当については大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当の料金は、公益社団法人日本スポーツ協会が定める第 79 回国民スポーツ大会（滋賀県）宿泊要項に準じるものとする。

7 弁当調製施設の指定

弁当調製施設の指定は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) わた SHIGA 輝く愛荘町実行委員会宿泊衛生専門部会において選定し、実行委員会が指定する。
- (2) 実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、弁当調製施設指定書（様式第 1 号）を交付する。

8 指定取消し

実行委員会は、前項の規定により指定をうけた弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 食品衛生関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止、若しくは期間を定めて停止処分等各種行政処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生関係法令に基づく指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

9 弁当引換所の設置及び運営

実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和5年10月1日から施行する。

(様式第1号)

弁当調製施設指定書

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

愛荘町実行委員会会長 有村 国知

「わたSHIGA輝く国スポ」及び競技別リハーサル大会における弁当調製施設として下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
適用期間	

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
愛荘町警備・消防防災基本計画

1 趣 旨

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「本大会」という。）の成功に向け、県実行委員会の「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 警備・消防防災基本計画」および、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町開催推進総合計画」に掲げる警備・消防防災基本方針を推進するため、その基本的な取組などを示す「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町警備・消防防災基本計画」を策定する。

2 目 的

本大会における警備・消防防災対策については、関係機関および団体等と緊密な連携のもとに、大会に関係する全ての施設において、安全・安心かつ円滑な大会運営が行われるよう、万全を期すことを目的とする。

3 内 容

(1) 警備対策

競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）における事故および事件の防止を重点とした適切な警備対策を講じる。

また大会期間中は、関係機関、団体等の協力を得て、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

(2) 消防防災対策

競技会場等の火災、その他の災害予防および災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導ならびに救急・救助に関する対策を講じる。

また大会期間中の火災その他の災害予防および災害発生時の被害軽減を図るため、関係機関、団体等の協力を得て、防火・防災意識の向上を図る。

(3) 大規模災害・突発重大事案対策

愛荘町地域防災計画を踏まえ、大規模災害および突発重大事案の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、被害の拡大防止、救急・救助等に関する対策を講じる。

(4) 関係機関等との連絡調整

警備・消防防災対策の円滑な推進を図るため、関係機関、団体等と緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立する。

4 その他

第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」における警備・消防防災対策については、県と協議の上実施する。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
愛荘町警備・消防防災業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会愛荘町警備・消防防災基本計画」に基づき、警備・消防防災業務の実施に万全を期すため必要な事項を定める。

2 実施体制

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連携を図るとともに、消防、警察およびその他関係機関（以下「関係機関等」）の協力を得て上記の業務を実施する。

(1) 実行委員会は、警備消防防災本部を設置する。

(2) 実行委員会は、必要に応じて競技会場等に現地消防防災本部を設置する。

(3) 実行委員会は、大規模災害・突発重大事案が発生または、発生のおそれがある場合、関係機関および団体等との緊密な連携を図りながら迅速かつ的確な初動措置を執るとともに、事案の態様、規模等を勘案し必要に応じて町地域防災計画に基づき、その体制に移行または連携協力する。

3 実施期間

警備・消防防災業務の実施期間は、実行委員会が必要と認める国スポ開催前および開催期間中とする。

4 実施場所

競技会場、練習会場、宿泊施設、関連イベント会場およびその周辺、沿道ならびにその他必要とされる場所とする。

5 実施業務

(1) 警備業務

① 自主警備体制の確立に関すること。

② 雑踏事故、事件等の防止に関すること。

③ 交通整理誘導に関すること。

④ 警察、消防防災、医療等の関係機関および団体等との緊密な連携に関すること。

(2) 消防防災業務

① 火災その他災害の予防に関すること。

② 火災その他災害発生時の情報収集・伝達、避難誘導および消防防災体制（救急・救助体制を含む。）の確立に関すること。

③ 関係機関および団体等との緊密な連携に関すること。

(3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

① 発生に備えた連絡調整体制および臨時組織体制の整備確立に関すること。

② 発生時の情報収集・伝達、避難誘導および救急・救助体制の確立に関すること。

③ 発生時の関係機関および団体等との緊密な連携に関すること。

6 業務内容

(1) 大会開催準備期間中

① 自主警備業務

ア 自主警備実施計画の作成

イ 実地踏査の実施

ウ 通信体制の整備確率

エ 警備員等の人員確保と事前教育の実施

オ 関係機関および団体等との連絡協力体制の確立

② 消防防災業務

ア 消防防災実施計画の作成

イ 消防防災体制（救急・救助体制を含む。）の整備確立

ウ 実地踏査の実施

エ 通信体制の整備確立

オ 関係機関および団体等との連絡協力体制の確立

③ 大規模災害・突発重大事案対策業務

ア 大規模災害・突発重大事案対策実施計画の作成

イ 発生に備えた通信体制の整備確立

ウ 発生に備えた選手・監督および一般観覧者の安全確保ならびに避難誘導体制の整備確立

(2) 大会開催期間中

① 自主警備業務

ア 自主警備実施計画に基づく自主警備の実施

イ 通信手段の確保、運用

ウ 大会参加者の案内および誘導

エ 関係車両の案内、誘導、交通整理および駐車場利用状況の把握

オ 雑踏警備の実施

カ 不審者、不審物の発見と適切な対応

キ 犯罪行為等、円滑な大会運営を妨害しようとする者への対応

ク 関係機関および団体等との緊密な連携

② 消防防災業務

ア 火災その他災害情報の収集、伝達および通報

イ 会場等における消防用設備等の点検

ウ 消防ポンプ自動車、救急自動車の配備依頼および通信施設、その他消防防災業務に必要な機械器具等の配備

エ 通信体制の確保、運用

オ 救急・救助および医療機関等の協力による救急搬送の実施

カ 関係機関および団体等との緊密な連携・情報交換

③ 大規模災害・突発重大事案対策業務

ア 発生時における事案の概要、被害状況の把握および交通情報の収集

イ 発生時における大会参加者の安全確保および避難誘導

ウ 発生時における緊急車両の誘導および通行路の確保

エ 発生時における救急・救助および医療機関等の協力による救急搬送の実施

オ 発生時における通信手段の確保、運用

カ 発生時における関係機関との緊密な連携

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会に関する警備消防防災業務については、必要に応じこの要項に準じて取扱うものとする。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
愛荘町輸送・交通基本計画

1 趣 旨

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「本大会」という。）の成功に向け、県実行委員会の「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本計画」および、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町開催推進総合計画」に掲げる輸送・交通基本方針を推進するため、その基本的な取組などを示す「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町輸送・交通基本計画」を策定する。

2 目 的

本大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道その他の関係者（以下「大会参加者」という。）および一般観覧者の輸送・交通について、愛荘町の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全かつ効率的な輸送手段の確保に努めるとともに、交通混雑の緩和と環境に配慮した安全・安心な輸送・交通体制の確立を図る。

3 内 容

(1) 輸送対策

ア 輸送原則

輸送にあたっては、原則として既存の公共交通機関の利用を促進し、料金は自己負担とする。

イ 計画輸送

競技会場、練習会場または宿泊施設への輸送の場合において、必要と認めるときは、指定集合地を設けたうえで輸送計画を行う。

(2) 交通対策

ア 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

イ 交通の整理誘導

大会参加者関係車両および一般観覧者車両の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場、練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

(3) 駐車場対策

ア 駐車場の確保

駐車場は、競技会場、練習会場およびその周辺における確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地となるときは必要な措置を講じる。

イ 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場利用は、運営上必要と認められるものに限定し、一般車両（一般観覧者車両を含む。）と容易に区別できるよう必要な措置を講じる。

(4) 環境への配慮

本大会期間中における環境への負担軽減と交通混雑の緩和を図るため、公共交通機関等の積極的な利用と、自家用車の利用自粛または相乗りするよう広報啓発に努める。

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
愛荘町輸送・交通業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会愛荘町輸送・交通基本計画」に基づき、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「本大会」という。）における輸送交通業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施体制

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と連携を図るとともに、警察、交通事業者およびその他関係機関（以下「関係機関等」）の協力を得て、輸送・交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道関係者、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務を行う期間は、原則として公式練習日等を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

(3) 輸送交通業務の範囲

- ア 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舍、主要な駅、指定駐車場およびその他大会諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、それに係る料金は自己負担とする。公共交通機関による輸送が困難な場合および競技の実施に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。

4 輸送・交通業務内容

(1) 輸送業務の内容

ア 輸送計画の策定

関係機関等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻、輸送経路等を内容とする輸送計画を策定する。

イ 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関等と協議のうえ、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関等と協議のうえ、指定集合地を設定する。

エ 輸送案内

必要に応じて主要な駅等に案内所を設定し、競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

広域配宿（愛荘町外への配宿をいう。）によって愛荘町外に所在する旅館等を宿泊施設として利用する大会関係者等の輸送を実施する。

カ 一般観覧者の輸送

競技会場周辺に十分な駐車場がないことから、一般観覧者は、指定した駐車場からのシャトルバス運行により輸送するなど必要な措置を講じる。

キ バス・タクシー乗降所の設置

競技会場にバス・タクシー乗降所を設置し、必要に応じて係員を配置する。

ク 全国輸送との連携

（ア）指定下車駅等の設定

県実行委員会と協議の上、大会関係者等の下車駅等を宿泊地の最寄りの駅等から1か所以上を設定する。

（ウ）指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿泊施設の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、移動距離および地域の交通事情等を勘案し、必要に応じて計画輸送を実施する。

（2）輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

必要と認められる場合には、関係機関等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更、停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

イ 車両の確保

（ア）計画輸送に使用する車両については、借上げバスまたはタクシー等とする。

（イ）借上げバスについては、原則として実行委員会が精査した必要台数を県実行委員会が一括して確保するものとする。

（ウ）計画輸送のためにバス・タクシー等の輸送力増強が必要と認められる場合に

は、必要に応じて県実行委員会と協議のうえ、関係機関等の協力を確保する。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

本大会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場およびその周辺ならびに駐車場に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

競技会場及周辺道路における通行の安全および混雑防止のため、必要に応じて整理誘導員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場等、周辺の巡回を行う。

オ 指定駐車場の確保および開設

道路交通事情および大会関係者等の車両台数を勘案し、関係機関等の協力を得て、競技会場の周辺に必要に応じて指定駐車場の確保に努める。

なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

カ 指定駐車場の管理および運営

指定駐車場には係員を配置し、場内で事故のないよう車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

キ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを明示することにより、適切な車両誘導および駐車場の円滑な管理運営を図る。

ク 交通環境整備

開催期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対して公共交通機関の利用促進および自家用車での来場自粛を働きかける。また町民に対しても、渋滞の原因となる路上駐車の防止および自家用車両の自粛等の啓発を行う。

ケ 道路機能の保全

輸送対象者の通行が予想される道路の安全な通行の確保、破損箇所の補修等必要な保全対策および、開催期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺

の道路工事の計画的な実施について、道路管理者へ協力を求める。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会に関する輸送交通業務については、必要に応じてこの要項準用する。
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会に係る業務については、県と協議の上実施する。

付 則

この要項は、令和5年10月1日から施行する。

【参考資料】

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、愛荘町で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 競技会の開催および運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催および運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催および準備に要する経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体および関係機関（以下「関係競技団体」という。）との連絡調整に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要な事務事業に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、会長、委員および監事をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 愛荘町を代表する者
- (2) 愛荘町議会議員を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体および関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次に掲げる役員を置く

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 7人以内
- (3) 常任委員 60人以内
- (4) 監事 2人

(役員を選任)

第6条 会長は、愛荘町長をもって充てる。

2 副会長および常任委員は総会の承認を得て、委員の中から会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項各号に掲げる事項を審議する。

4 監事は、事業の執行状況および会計を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱された日から第20条の規定により、実行委員会が解散した日までとする。ただし、委員等が就任時において所属する関係競技団体等の役職を離れたときは、その委員等は、辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて欠員を補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があった場合は、次の総会において報告するものとする。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問および参与)

第9条 実行委員会に顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて、会長が重要と認める事項に関し助言する。

4 参与は、会長が必要と認める事項に関し、助言する。

5 顧問および参与の任期等については、前条の規定を準用する。

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門部会

(総会)

第11条 総会は、会長および委員をもって組織する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長または会長が指名する者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 競技会の開催および運営に係る基本方針に関すること。
- (2) 会則の制定および改廃に関すること。
- (3) 事業計画および事業報告に関すること。
- (4) 予算および決算に関すること。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問および参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長および常任委員をもって組織する。

2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

4 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。

5 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項に関すること。
- (2) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
- (3) 専門部会の設置および運営ならびに専門部会への付託および委任に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項に関すること。

7 常任委員会は、前項第3号に掲げる付託事項のうち、必要と認めるものについては、専門部会に委任することができる。

8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項ならびに次条第2項の規定により専門部会から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

9 前条第5項、第6項および第8項の規定は、常任委員会について準用する。

（専門部会）

第13条 専門部会は、会長が委嘱した委員をもって組織する。

2 専門部会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、専門部会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で会長が別に定める。

4 専門部会の委員の任期等については、第8条の規定を準用する。

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会および常任委員会（以下「総会等」という。）が決定すべき事項について特に緊急を要するため総会等を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、その決定すべき事項を専決処分することができる。

2 総会等の権限に属する事項で軽易なものは、会長において、これを専決処分にすることができる。

3 会長は、前2項の規定により専決処分をしたときは、次の会議において総会等に報告し、その承認を得なければならない。

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理させるため、実行委員会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画および予算)

第17条 実行委員会の事業計画および予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第18条 実行委員会の事業報告および決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(解散)

第20条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

(残余財産の帰属)

第21条 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、愛荘町に帰属するものとする。

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和5年3月15日から施行する。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、常任委員会から付託された専門的事項を調査、審議するとともに、事業概要および計画等の説明や円滑な関連部署との調整を図ることを目的として、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会会則（令和5年3月15日施行）第13条第3項の規定に基づき設置するわたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門部会の名称およびわたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会常任委員会からの付託または委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長
- (2) 副部会長 若干名

(役員を選任)

第4条 部会長および副部会長は、専門部会委員の中からわたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会会長が委嘱する。

(役員の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときまたは欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会は、必要に応じ部会長が招集する。

- 2 専門部会の議長は、部会長または部会長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門部会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、書面により議決に加わることができる。この場合において、当該専門部会委員は出席したものとみなす。
- 4 専門部会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって表決を求め、その結果を専門部会の議決に代えることができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和5年6月8日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門部会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 町民協働に関すること。 5 歓迎およびおもてなしに関すること。 6 観光に関すること。 7 他の専門部会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典 専門部会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
宿泊衛生 専門部会	1 宿泊に関すること。 2 医事救護および衛生（宿泊・環境・食品）に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
輸送交通 専門部会	1 輸送および交通に関すること。 2 警備および消防防災に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること